

子どもの権利条約の根ざした学校づくりをめざして 人と人のつながりを考える



静岡県教職員組合立教育研究所
子どもの権利条約推進委員会

目次

ネットによるつながり

ネットに自分のことが書かれるのがこわい	2
Aさんと携帯電話：人とつながるためのツール	5
不登校のAさん：LINEでつながる人間関係	8
携帯電話に関する意識調査とトラブルの事例	10
情報通信機器と子どもたちについて考える	14

つながることができた

止まらない咳 <small>しっぺいりどく</small> ：疾病利得	16
周囲の期待に応えようと頑張りすぎたAさん	19
多くの人のつながりに支えられたAさん	22
充実した学校生活を取り戻す	24
部活動で友だちとのつながりを取り戻す	26

複雑な家庭の事情

クラスの中で活躍していたAさんの不登校	28
学校はめんどろ、はやく働きたい	30
「お母さんには話さないで」	32

特別支援教育

子どもにとって もっともよいこととは？	35
通常の学級との交流：交流を可能にする条件	38
自己肯定感を育てる：ほめ言葉のシャワー	40

子どもの権利条約の趣旨を生かして

「意見を表す権利」ってわたしたちにあるの？	42
たいこのたつじん：対個の達人	44
あんしん・あんぜんにインターネットを使う	46
資料：子どもの権利条約(概要)	48

「子どもの権利条約」 批准 20 年

2014 年 10 月、磐田市立豊田南中学校・豊田南小学校を会場にして第 64 次教育研究静岡県集会が行われました。主催者挨拶の中で鈴木執行委員長は「子どもの権利条約」に触れて次のように話しました。

今年は「子どもの権利条約」が国連で採択されて 25 年、日本で批准されて 20 年という節目となる年です。ただ、この条約は日本においては未だに市民権を得ていないと思われるところがあります。「子どもに権利なんてとんでもない、まずは義務を果たしてからだ」と、権利の前に義務があるべきとの声がよく聞かれます。また、この条約は発展途上国において学ぶ権利が保障されていない子どもたちを想定しており、日本のような先進国にはあまりあてはまらないとの意見もあります。

鈴木委員長は、「子どもの権利条約」について「よく聞かれる」意見をについて、26 年前の自分が若い教員だった頃のことにふれながら、「**子どもたちと真剣に向き合っている先輩たちは、すでに『子どもの権利条約』の理念に通じる実践をされていたのではないか**」と問いかけながら挨拶を続けました。

教育はどうあったらよいのかを考えたとき、子どもたちと真剣に向き合おうとしたとき、「子どもの権利条約」に込められた理念は必然的に生まれてくるものです。権利が義務が、発展途上であるかないかではなく、教育という営みがある以上向き合う必要がある課題だと考えます。

日本においても正当な権利が侵害されている子どもたちは様々なところにいます。保護者から虐待を受け、人としての尊厳を奪われている子どもたちがいます。相対的貧困に目を向けると、6 人に 1 人の子どもが貧困状態にあり、必要な教育を受けられずにいます。心の悩みを抱え抑圧された環境で苦しんでいる子どももいます。そうした子どもたちを含め、一人一人の子どもの自己実現のため、改めて「子どもの権利条約」が言わんとすることを咀嚼し理解に努める必要を感じます。

『報告書』（所報No.151）は、子どもたちの抱えている課題について、実践例を挙げながら「子どもの権利条約の理念をふだんの教育活動の中に生かす」「ふだんの教育活動を子どもの権利条約の視点から見直す」といった視点から、研究協議を重ねたものです。

研究協議をすすめるにあたって、「子どもの権利条約」との関連を意識しながら、「つながりたい」をキーワードとしました。「つながることのよろこび」のほか、「つながりたいけどつながれない」「つながろうとして自分を傷つけてしまう」ことについても取り上げ、「一人一人の子どもの自己実現」について研究協議を進めました。

2015 年 1 月

静教組立教育研究所「子どもの権利条約推進委員会」

友だちとつながりたいんだけど、友だちの視線が気になってつながるのがこわい

ネットに自分のことが書かれるのがこわい だからいつもネットをチェックする：不登校が続く A さん

Aさんは中学3年生の女子。Aさんは中学2年生の途中から登校できません。不登校になった理由についてははっきりとしたことがわかっていません。Aさんは、体育の授業でバレーやサッカーをするときなど、家でその練習をしてから学校に行くといった頑張りやのところがりましたが、反面、失敗を人に見られることをひどく気にするところもあったと言います。自分に対するクラスの雰囲気敏感で、ツイッターなどをチェックし、家の人に「悪口が書かれていた」と話すこともあったと言います。

Aさんは、家から出られなくなったのは、「ツイッターなどに自分のことが書かれてしまうのがこわいから」と言っています。自分を知っている人の目があるので外に出ることがこわいということです。アイドルグループの公演には出かけることができます。「そこには自分を知っている人がいないから」だそうです。

友だちや学校との関係を遮断したいとは思っていないようです。学校の様子は知りたい、友だちの様子も知りたい、友だちとの関係も失いたくないのでツイッターは常にチェックしていると言います。チェックしているときに、いやなこと（クラスの中のランク付けなど）が書かれているのを見ると、自分のことも書かれそうで学校に足が向かないと言っています。ツイッターを見なければいいと思うのですが…。AさんにとってSNSは学校や友達とのつながりをもつためのツールになっています。

以前からAさんと仲のよいBさんが同じクラスにいます。修学旅行で神社に参拝したとき「Aさんが早く学校に来られますように」という願い事をし、お土産を買ってきました。お土産をAさんの家に届けたとき、母親と「Bさんの存在がAさんを外に出すことのポイントになるのではないか」と話しました。BさんにはAさんに手紙を書いてもらうことをお願いしました。Aさんは「手紙はうれしいけれど、今はBさんの手紙を読むことはできない」と言っています。Bさんの負担にならないように配慮しながらAさんへの働きかけを継続することをお願いしています。

子どもの権利条約とのつながり

- ・第28条：教育を受ける権利…「子どもには教育を受ける権利がある」ことが明記されています。不登校の場合、「教育を受ける権利」を行使しない（自己責任）といった見方がされがちですが、教育を受ける権利を行使できないことに注目すべきだと考えます。
- ・第13条：表現の自由・第16条：プライバシーや名誉は守られる…ツイッターやブログなどネット上に自分の意見を書くことも「表現の自由」として保障されていますが、その自由には「他の者の権利又は信用を尊重する」という条件が付いています。「プライバシーや名誉は守られる」こともあわせて考えることが大切だと思います。

家から外に出にくい：不登校の子どものプライバシー ◎…提案者 ○…所員

- ◎Aさんは、小学校のときは普通に登校していました。勉強のことについても「困ることはなかった」と母親は言っています。何回か家庭訪問をしていますAさん本人と会うことはできません。以前はツイッターに書き込みもしていたようですが、現在はチェックしているだけだということです。体育大会の様子やクラスの中にどんな子どもがいるかなど、ツイッターを通して情報を得ているようです。
- 学校に行かず家にいても、それほどすることもないので、ゴロゴロして、テレビを見て、パソコンをやって、漫画を読んで、それでも時間があるので寝てしまう。そして昼夜逆転ということになります。「外に出ようよ」と言っても、保護者が一緒にないと平日に小学生や中学生が行くところはありません。家庭から学校までが「遠い」子どもたちにとって、「外出」「軽い運動」「作業」などの「ちょっとした協道」が必要だと思いますが、その場所がありません。行き場所がない状況では「スマートフォン」に行かざるを得ないのか…と思います。「ちょっとした外出」についても「みっともないから日中家から出るな」と言う親もいるのではないのでしょうか。外出することが不自然ではなくなった時間帯から外出をするか、「家に居るしかない」ということになります。

- 自分がかかわった不登校の子どももずっと家の中にいて、スマートフォンのゲームをやっていました。家族は「外に出なよ」と言うのですが…。
- ◎Aさんは、「頑張りや」のところがあってプライドも高いので、失敗するところを友だちに見られたくないし、「あの子が（あんな時間に）外に出ていた」と言われることも警戒しています。個人情報飛び交う中で「Aさんのプライバシーを守る」ということを同時に考えることが必要だと思いました。

自分を傷つけないように：「つぶやき」を読むスキルを高める・ちょっと休む

- ツイッターでつぶやかれている内容の受け止め方について、支援の方法はないのかと考えました。ネット上に投げ出された「つぶやき」をそのまま受け止めてしまうと傷つくことがあります。自分が傷つかなないように「つぶやき」を読むスキルをどうしたら身に付けることができるかということです。メール交換すると「文字にするのは難しい」と感じる場合があります。それほど強い意味があるわけではないのに、文字にすると意外と強い印象を与えることがあります。子どもたちはそのあたりの加減がよくわかっていません。子どもたちと保護者に、ツイッターに書くことや読む時に気をつけることを伝える必要があると感じます。「そんなに深刻に受け止めなくてもいいよ」ということをうまく伝えたいと思います。
- 学校に行けなくなった原因として、今までいい子できたことに疲れてしまったこともあるように思います。ときには「休む」ことも必要だと思います。Aさんは、ストレスを誰かにぶつけることで解消するのではなく、自分を傷つけることで解消しています。自傷行為に似たものを感じます。人の目を気にすることはない、人がどう見ているかよりもあなた自身が一番大事なことだということ伝えるにはどのような手立てがあるのでしょうか…。
- ツイッターはチェックするのにBさんからの「手紙の封が切れない」というのは、書かれている内容に不安を感じているのでしょうか。メールではなく「手紙」を選んだのは何か意図があるのでしょうか。
- ◎パソコンやスマートフォンの画面から離れてほしいと思ったことと、Bさんが「手紙を書きたい」と言ったことによります。読んでくれるだろうと思っていたのですが、だめでした。
- すぐには読むことができなくても、少し時間をおいたらできるようになるかもしれません。
- 手紙の中に「早く学校においでよ。待ってるよ」といった内容が書かれていることを心配しているのではないのでしょうか。先生と会わないのも「学校においでよ」と言われることを避けようとしているのではないのでしょうか。Aさんは、外からの働きかけによって今の自分を変えることに不安があるように思います。



共同研究者からひと言：自分に関する「大量の」情報とどう向き合うか

私たちが青年期を過ごした時代と比べ、自分に関する「大量の」噂を知ることができる社会になっています。わたしたちの子どもの頃は「友だちから何を言われているか気になるけれど、知るよしがなかった」わけです。自分についての噂や悪口が入ってくる中で「私は気にしない。私は私だから」と言い切る強さを求めるのはなかなか難しいだろうと思います。

Aさんの場合「自分のことは知られたくないけれど、周りのことは知りたい」そのためにツイッターという社会に対する窓を覗いています。一方的に情報を遮断するというのは不安も大きいと思います。それに代わるものとして「お話ができる人」「一緒に考えてくれる人」がいれば、「ツイッターをやめてみたらどうか」というアドバイスができると思います。ツイッターに「振り回されているからやめなさい」ではやめられないように思います。知りたいという気持ちを大事にして、ツイッターとは別のところから情報が得られるように配慮することが必要だと思います。

不登校の子どもに「今テスト週間です」「体育祭の準備をしています」など学校の情報を手紙やファックスで届けるというとりくみの事例があります。「別に」とか「関心がない」とか言いながら見ているそうです。

現状を抜け出すために

- ◎3年生なので進路には関心があります。「どうしようか」と母親に相談したり、学校から進路に関する資料や問題集などを届けると、手にとって見ているそうです。母親も通信制の高校や単位制の高校などの情報を調べていますが、Aさんは、通信制の高校に行くことを納得していないようです。
- 「子どもの権利条約推進委員会」のキーワードは「つながりたい」ということですが、Aさんは「つながりたい」と思っているのでしょうか。あえて言うなら、親は「つなげたい」と思っているけれど、Aさんは「つながりたいと思っていない」ように見えます。Aさんが求めているものは「安心したい」ことのように思います。Aさんにとっての「安心」について知り、そのためにできることを考えるなど、ちょっと視点を変えてみる必要があると思います。
- 学校に行けない子どもというのは自尊心の高さには関係なく「学校に行っていないことはよくないことだ」「学校に行けない自分はだめだ」と思っています。Aさんはそれが強いと思いました。不登校の状態になってまだ1年は経っていません。「(学校に)行けない。(わたしは)だめだ」と考えてしまっていると思います。今まで頑張ってきたのだから「行けなくなってもいいじゃん」「ここでちょっと休憩」といったことを、自分で認めることができたなら「自分はどうしたいか」ということが見えてくるように思います。自分が「だめだ」と思っているところに外からの働きかけがあっても、自分を追い込んでしまうことになると思います。こちらからは情報を提供したり、外とつながることを働きかけたりしながら、Aさんの判断を待つのも方法だと思います。



Aさんのその後

Aさんのカウンセリングを行ったカウンセラーの方と会う機会があり、情報交換ができました。

- ・クラスの友だちとの関係もあるが、母親との関係も原因としてあるのではないか。
- ・母親は不登校になる前のAさんに関心が低く、うまくかかわりを持てなかった。
- ・母親は不登校状態になって逆に過干渉の状態になった。



Aさんの現状は、相変わらず自宅近くのところでは外出することができず、「見られてしまう」「ツイッターに載せられてしまう」ことを気にしています。Aさんのことを心配してくれている友だちのBさんとCさんから「Aさんに誕生日のプレゼントを渡したい」という申し出がありました。以前渡した手紙をまだ読んでいないのではないかとということもあったので、「プレゼントを渡しても開けてもらえるかどうかかわらない」という話をしました。それでも2人は「渡したい」と言ってくれたので、プレゼントと手紙をAさんに届けました。プレゼントは開けて使っているようです。BさんとCさんにそのことを伝えると喜んでいました。

母親、父親、担任とで面談を行いました。県外なら（知っている人がいなければ）普通に生活できるので「県外の高校へ進学したい」というAさんの希望により、県外の全寮制の高校への進学を決めました。その高校には中学校時代に不登校を経験した子どもたちも進学しています。高校を見に行った際、校内を案内してもらったことも進学への後押しになったようです。

面談で父親とじっくり話すことができました。Aさんは、父親と進路のことや勉強を再開したことなどを話しているそうです。父親はAさんの不登校を「そんなこともあるよ」「何とかなるよ」「Aさんの人生の中で早い時期にこのようなことを経験してよかった」と受け止めていました。

学校（登校）に対して気持ちが向いてきたというわけではありませんが、自分の生き方やこれからのについて考え始め、動き出したことは変化だと思います。

Aさんと携帯電話：人とつながるためのツール

家庭に問題があり不登校状態にあるAさん

Aさんは中学3年生の女子。母親、祖母との3人暮らしが中学2年生の途中まで続いていましたが、母親の薬物使用により、祖母と2人で同じ市内にある伯父の家で暮らしています。精神的に不安定な状態を抑えるための睡眠導入剤を服用しています。その影響もあり生活が不規則です。Aさんは隣の市に住んでいる叔母になつており、週末には叔母の家に泊まりに行くことがあります。

Aさんは、小学校1年のときにいじめを受け、6年生の頃には教室に入らず別室登校していました。中学入学後は、5月の連休までは欠席もなく登校していましたが、夜遅くまでパソコンやメールをして朝起きられないという不規則な生活を送るようになりました。1年生の欠席が126日、遅刻が54回ありました。現在、本人の希望もあり、市で運営する登校支援の教室に通っています。

3年生になって、毎週月曜日は登校し、それ以外の日にはほとんど欠席することなく、登校支援の教室に通っています。修学旅行には参加し、宿泊や班別行動にも教師の支援なしに楽しく過ごすことができました。

子どもの権利条約とのつながり

- ・第9条「親と引き離されない権利」
- ・第18条「子どもの養育はまず親に責任」…子どもが親と一緒に暮らす権利は、司法の審査に従うことを条件に必要であると判断した場合には「分離する」ことが認められています。Aさんの場合、母親が薬物を使用していたことも、第18条の「親の養育責任」が十分に果たし得ないとの判断になったと考えられます。あくまでも緊急避難としての分離であって、Aさんの親と一緒に暮らしたいという気持ちを否定するものではありません。

Aさんと携帯電話

下の図は、学級で行った「携帯電話についての調査」のAさんの回答です。

携帯電話(スマートフォン)について聞きます

- | | | |
|--------------------------|--------|---------|
| 1 携帯電話を | 持っている | 持っていない |
| 2 携帯電話でインターネットを | 利用している | 利用していない |
| 3 携帯電話でSNSを | 利用している | 利用していない |
| 4 携帯電話を持っていると人とのつながりを | 感じられる | 感じられない |
| 5 携帯電話を使って人とつながりたいと思いますか | 思う | 思わない |

<答えた理由を書いてください>(自由記述)

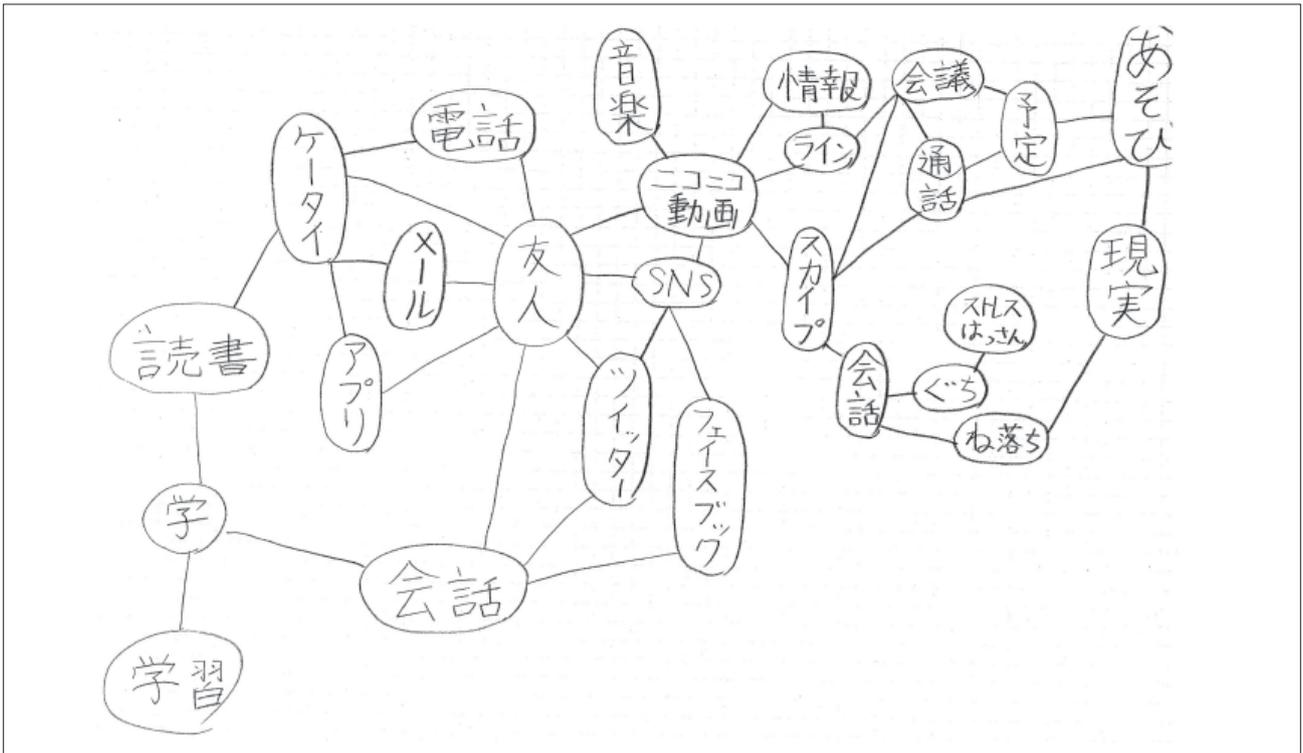
- ・携帯で人とつながりたいと思うが、出会いを求めているわけではない
- ・おもにSNSと音楽を使用しているだけ

- | | | |
|--------------------|-------|---------|
| 6 携帯電話がないと不安になりますか | 不安になる | 不安は感じない |
|--------------------|-------|---------|

<回答した理由について書いてください>(自由記述)

- ・携帯電話がないと、寝落ち電話ができない
- ・死にたくなる。SNSの友人と話ができなくてストレスが発散できなくなる
- ・音楽が聞けない。ストレスが発散できなくて死ぬ

- 7 あなたたち一人一人には「表現の自由」の権利があります。
表現の自由は、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝えたり、知ったりする権利のことです。
携帯電話を使つての「表現の自由」について、自由に書いてください



- 8 携帯電話にかかわることで「うれしかったこと」「いやな思いをしたこと」があったら書いてください
<うれしかったこと>
人と話せること 現実を見たくなくなる 歌を歌える ストレスを発散できる
友だちが増える 自分の素を出せる 人との関わりが楽しい (その他いろいろ)
<いやな思いをしたこと>
ゲームの通知がうるさい

Aさんは携帯電話によって、人と話をしたり音楽を聞いたりしてストレスを解消しています。携帯電話についての調査では、「携帯電話がないと死ぬ」と書き、「表現の自由」について非常に丁寧に答えています。SNSについての回答を見ても、携帯電話によってAさんはいぶん救われていることがわかります。Aさんの家族はそれぞれ強いストレスを抱えています。ストレスをお互いにぶつけ合うと、かろうじて維持されている人間関係が壊れてしまいます。ストレスを解消するツールとして携帯電話は重要な役割を果たしていると言えます。



Aさんにとっての携帯電話の役割：どうしても必要な人とつながるツール

- Aさんはすごく傷ついてきた子どもだと思えます。家庭環境がよかったら、親の愛情を十分に受けることができたら、Aさんもずいぶんちがった学校生活が送れたと思えます。Aさんは心根の優しい子どもだと思えます。自分の周りに対して攻撃的な行動をすることもありませんし、誰かをいじめることもしていません。人を傷つけることができないから自分を傷つけることでストレスを解消していたと思えます。
- Aさんのおかれている環境の深刻さを考えると、Aさんに何がしてやれるかということは非常に難しいと思えました。励ます、近くにいることくらいしか考えられませんが、それが一番大事なことのようにも思います。
- ◎Aさんは優しい子どもです。人から受けた行為に対してまっすぐに受け止めようとしますし…。話を

聞く時間を長くすると、いろいろと話をします。できるだけ話す時間をとるようにしています。Aさんはかなり厳しい環境で生活しています。自分のストレスを解消する手段として携帯電話を使うということはわかるような気がします。誰かに暴力的な行為をするのではなく、ストレスを解消する方法としてスマートフォンでつながり、おしゃべりをするということを選んでいるのだと思います。

- Aさんの書いた携帯電話についてのアンケート、よく書けていると思います。「表現の自由」についての記入や携帯電話にかかわったエピソードなどについて書かれていることを読むと、Aさんにとって携帯電話が人とつながる大事なツールになっていることがわかります。「スカイプ」→「ぐち」→「ストレスはっさん」→「現実」という言葉が線で結ばれているのが印象的です。
- Aさんがこれから生きていくときに誰をモデルにしていくのか、モデルになるような人がいるのでしょうか。モデルになるような人に出会えることを願いますが…。
- 携帯電話の役割について「人と人とのつながりのためのツール」ということから考えてきましたが、Aさんにとっては「ストレスのはけ口」であってもいいのではないかと思います。



共同研究者からひと言：Aさんの心のケアについて

養育環境や現在の学習状況を考えて、Aさんのもっている能力は知能検査などの検査結果で示されるものよりずっと高いと思います。携帯電話についてのアンケートを見ても、自分が訴えたいものをしっかりもっていることがわかります。

「寝落ち電話」のことが書かれています。寝入ってしまうまで誰かと話していたい、できれば自分が先に寝入ってしまいたいという、彼女の孤独感を強く感じます。一人では耐えられない、だから、誰かの声を聞きながら眠りにつきたいということだと思います。彼女にとって携帯電話は「あった方がよい」と思います。日が暮れて、人が少なくなって、1日が終わりになる。そんなときに衝動的な行動に走ることがあります。そのときに携帯電話があり、誰かと話ができる、声を聞きながら寝られるというのは、現在のAさんにとって必要なことだと思います。

幼児や小学校低学年の子どもが、親からひどい仕打ちを受けたり、親が逮捕されるのを見たりした場合には、心理療法の一つとして絵本を見ながら話をするといった方法がありますが、年齢が高くなるとケアの方法としてはカウンセリングになります。Aさんには継続したカウンセリングが必要だと思います。何度も継続して行うことがカウンセラーとカウンセリングを受ける子どもとの関係が双方向性をもつことになります。

周りから見たら「ひどい親」でも、子どもは親を否定することができません。暴力を振るったり、食事の支度もしてくれなかったりする親から保護された子どもが、「(親と)一緒に家に帰りたい」というケースはたくさんあります。子どもに「ひどい親だから」「あなたは被害者なんだから」という言い方は避けるべきです。親の生き方を否定しないで、「あなたは望まれて、役割をもって生まれてきた」ということを強調するカウンセリングが必要だと思います。近い将来自分も家族をもち、子どもをもうけ、育てていくわけですから。その上で、「あなたの人生を大事にして」というメッセージを送ることだと思います。

不登校のAさん：LINEでつながる人間関係 情報通信機器と子どもの現状

Aさんは小学校6年生の男子。6年生に進級するとき、B市から転校してきました。転校の理由について母親は「学校にうまくとけこめなかったので環境を変えようと思い転校することにした」と話しています。父親はB市に住み、母親とAさんの二人で、C町で暮らしています。5年生のときには放課後に35日登校しただけです。不登校の原因について、Aさんは「前の学校に転校してきたときに、クラスの人から『なんで転校してきたの』などの言葉をかけられたことがいやだった。友だちを作ることができなかった」と話しています。現在、週に1回メンタルクリニックに通っています。

Aさんと話していると携帯電話のことが頻繁に話題になります。携帯電話についてAさんは次のように話しています。

「小学校1年生のときから子ども用携帯電話を持っていた。携帯電話には父親の仕事仲間や柔道をやっていた兄の友だちなど20人ほどを登録し、その人たちと電話をしていた」

「小学校4年生でスマートフォンを持ち、電話、メール、ゲーム、インターネット、動画、音楽、アプリ、LINEなどをしていた」

「LINEをしているときに知らない人から「死ね、消えろ、などとトークされた」ことがある。迷惑な書き込みに対しては自分でブロックをして処理した。このような書き込みがあることも、防ぎ方も知っている」

「現在、LINEのグループを21もっている。そのうち半分は自分が立ち上げた。約100人くらいとつながっている」

「LINEでは、メンタルクリニックの仲間と暇つぶしをしたり、ゲームをしたり、ゲームについての情報交換をしたりしている」

4月に転入してから5月の中頃までは普通に登校できていましたが、6月に入ると徐々に登校や学校生活に対する不安が見られるようになりました。それでも母親は「よくここまで頑張って登校できたと思う」と話しています。

情報通信機器に関するアンケート

自分が持っている通信用の機器

通信できるゲーム機(DS、3DS、PSPなど) ……………	91%
オーディオプレーヤー(ウォークマン、i-podなど) ……	54%
携帯電話……………	27%

使ったことのある通信用の機器

通信できるゲーム機(DS、3DS、PSPなど) ……………	100%
オーディオプレーヤー(ウォークマン、i-podなど) ……	94%
携帯電話……………	94%

通信用の機器の利用

友だちとメール交換した……………	64%
通信ゲームを通してメール交換した……………	51%
LINEなどのコミュニケーションアプリを使った ……	40%
ゲーム、掲示板などで知らない人と対戦や話をした…	51%
ゲームでお金を使ったり、かせいだりした……………	2%
プリペイドカードを使ってゲームをした……………	32%
通信機能を使っているとき「こわい」と思った……………	18%
子どもだけで通信機器を使った ……………	100%

2学期の始業式は登校できましたが、学校を休む日が増えました。母親と話し合い、「Aさんは登校しようという気持ちはあるが、無理をさせないようにしよう」ということにしました。学校からの連絡を継続し、学校とつながっていることを常に意識させながら接していくようにしました。

10月に「体調不良で血便が見られた」という連絡がありました。血圧も低くめまいの症状もあり、医療機関で検査を行い、胃粘膜からの出血と判断されました。この頃から保健室登校が増えました。

3学期は順調に登校し、授業に参加しています。友だちと過ごす時間も増えていますが、休み時間になると担任のそばに寄ってきます。できるだけAさんと言葉を交わすようにしています。

左の図は6年生に対する情報通信機器についてのアンケート結果です。

子どもの権利条約とのつながり

- ・第 17 条：適切な情報の入手…携帯電話をはじめ、インターネットに接続可能な情報通信機器を子どもたちが持ち、様々な情報を手に入れることが普通になっています。子どもの権利条約では、子どもたちが情報を手に入れる権利を認めています。子どもによくない情報から子どもを守らなければならないことが示されています。
- ・第 15 条：結社・集会の自由…自由に集まって会を作ったり、参加することが認められています。LINE に参加することも、結社・集会への参加と考えることができます。ただし、ほかの人に迷惑をかけることが条件となっています。

情報通信機器を使ったコミュニケーションと顔を合わせた会話

- ◎小さい頃から携帯電話を所持し、同年代の子どもより大人とのコミュニケーションが多かったこと、集団の中での直接的なコミュニケーションより、個人を相手の間接的な（携帯電話での通話やメール）対話経験が多かったことが、同年代の子どもの集団にいることへの不安感につながったのだと思います。また、LINE やゲームを長時間やるため就寝時刻が遅く、決まった時間に朝食を食べることがないなど、不規則な生活が続いたことが学校生活を送る体の準備を妨げていたのではないかと思います。
- LINE のグループが 21 もあるということ、しかもそのうちの半分は A さんが立ち上げたということに驚きました。A さんは、情報通信機器を使ったコミュニケーションは得意ですが、人と人が顔を合わせたり直接言葉を交わしたりするコミュニケーションが苦手なのだと思います。人と顔を合わせたコミュニケーションが苦手というところに、A さん特有の気質のようなものを感じます。
- ◎A さんは、子どもどうして顔を合わせたコミュニケーションを苦手になっています。自分の思っていることを直接相手に話すのではなく、必ず担任を経由してコミュニケーションしようとしています。21 のラインのグループもメンバーは大人が多いと言っていました。
- 不登校の子どもが友だちとふれあうことは、携帯電話が登場する以前では非常に難しかったと思います。携帯電話があることで同級生から連絡や情報が入ります。かたちはともあれ、そのような接点があることは A さんにとってよかったと思います。友だちとの接点があれば、「修学旅行どうする」などと気軽にメールの交換ができますから。携帯電話が誰かとつながる大事なツールになっている子どもも多いと思います。
A さんはこの後どのようなコミュニケーションの力を発達させていくのか…。社会に出たときには、このままのコミュニケーションの仕方では困るだろうと思います。具体的にどのような支援ができるのかわかりませんが、A さんが人とつながりたいと思っていることが解決の手がかりになると思います。

担任教師と LINE をしたい

- ◎A さんはいつも「先生（担任）とも LINE したい」と言ってきました。「そうすれば先生も楽だから」「休んだとき手紙とか電話をしなくてもいいから」と言っています。担任が A さんのような子どもと LINE でつながることをどう考えたらいいでしょう。
- 社会人の場合ですと、手紙、電話、メール、LINE と親密度が高くなっていくように思います。ビジネスの場合は、手紙や電話という方法がとられるのは、相手との一定の距離が必要とされているからです。子どもたちがツールによる親密性のちがいを感じているかどうかはわかりません。携帯電話の番号やメールアドレスを子どもに教えるのは、よい意味でも悪い意味でもその子どもとの親密度が近いということを双方が認めるということになります。「LINE をやろう」というのは軽い気持ちなのか、もっと親密になりたいと思っているのか、A さんの意図がわからないところがあります。
- 原則として、教師（担任）は子どもとメール交換をすべきでないと考えます。メール交換を認めてしまうと、相手からのメールに常に対応することが求められてしまいます。対応できなかったことの「責任」も引き受けることになります。相手から来るメールをすべてチェックし対応することは不可能です。
- 不登校の子どもの保護者との連絡を携帯電話で行うことはあります。最近では固定電話がない家庭もあります。



携帯電話に関する意識調査とトラブルの事例

携帯電話の利用やそれによって起こるトラブルについては、様々な機関から調査報告や研究が出されていますが、わたしたちが日頃向き合っている子どもたちや保護者が、携帯電話についてどのように感じているかリアルな姿を捉えたいと考え、アンケート調査や事例をもち寄りました。

携帯電話についての保護者の意識（小学校）

携帯電話に関するアンケート調査結果

* お子さんはどのような携帯電話を持っていますか

- ・一般的な携帯電話……4.6%
- ・スマートフォン……3.9%
- ・子ども用携帯電話……21.8%

* 携帯電話を使うとき、家庭内で決めたルールはありますか

- ・あります……98%
- ・ありません……2%

* お子さんに携帯電話を持たせようと思ったのはどうしてですか

- ・遊びの帰りの連絡のため
- ・家に（固定）電話がないため
- ・祖父母にテレビ電話で様子を伝えるため
- ・習い事の迎えるため



* お子さんがもっている携帯電話にはどのような機能がありますか

- ・通話機能
- ・ショートメール
- ・ゲーム
- ・インターネット
- ・カメラ
- ・LINE

* 子どもが、制限なく携帯電話などを使うと、どのようなことが起こると考えられますか

- ・特に女子は出会い系などの事件に巻き込まれやすい
- ・個人情報の流出
- ・インターネットやメール、LINE に夢中になってしまう
- ・睡眠時間や学習時間が少なくなってしまう（本来やることがおろそかになる）
- ・子どもの行動範囲の把握ができなくなってしまう
- ・有害なサイトを見てしまう
- ・ネット、メール、LINE を使ったいじめにあう
- ・料金がばく大なものになってしまう

* 携帯電話の所持を「原則禁止し、持たせる場合には学校の届け出る」ことについてどのように思いますか

- ・賛成……51.6%
- ・反対……29.9%

<禁止に賛成する理由>

- ・待ち合わせの時間を守る、行き先を告げることを身に付けさせたい
- ・直接会話をするなど、携帯電話を持つことより大切なことがある
- ・子どもはまだ自己管理ができない
- ・「きまり（学校で禁止）」にしてもらおうと助かる

<禁止に反対する理由>

- ・子ども用の携帯電話は防犯の面から禁止する必要がない
- ・持たせるかどうかの判断は家庭ですること

携帯電話使用状況の調査結果について考える（中学校）

携帯電話の使用について子どもたちに聞きました。

携帯電話やスマホを持っている ……1/3
LINEをやっている……………3/4
使用時間が1時間を超えている ……4/5
インターネットを使うときのルールを学ぶ必要がある……………全員



使用時間が1時間を超える子どもが多くいました。電話だけですと1時間はかなり長い時間です。ゲームをしたり、サイトを見たり、LINEでやりとりをするので長くなっていると考えられます。

携帯電話の使い方について、子どもたちは「勉強しているときは通信機器の電源を切る」「塾に行くので（携帯電話を）使うことがない」などと答えています。インターネットを使うときの約束については大多数の子どもが「約束について学ぶことが必要だ」と答えています。が、「必要だと思うけれど、（学ぶ会に）参加したくない」と答えた子どもも1/4いました。

担任より子どもたちの方が、使用方法やアプリケーションの情報などについてよく知っているので、指導にくい面があります。モラルについて学ぶ機会をもっとあってもいいように思います。

ポケベルがはやった頃、公衆電話に並んでポケベルを打ったこと、大きかった携帯電話など、通信機器の進化なども子どもたちに紹介したいと思います。便利さが増した分、利用について気をつけなくてはならないことがわかるのではないかと思います。

情報通信機器についての理解を深める

○情報通信機器の歴史に、子どもたちがどのような反応を示すか興味があります。現在のような情報通信機器のなかった頃は、毎日学校で顔を合わせているのに、手紙を書いたり交換日記をしていました。毎日していた子どももいました。一方、「めんどくさい」と無関心の子どももいました。現在でも情報通信機器への親密度はそれぞれちがいます。

ポケベルに夢中になった世代の教員もいます。子どもたちに話したら、驚きながらも「誰かと話したいというのは、今と同じだよ」と言うかもしれません。

○NTTの歴史館のようなところに行くと、通信・通信機器の歴史というものが展示されています。伝書鳩も展示してあったと思います。

○1時間でマナーなどについての指導をするのは難しいと思いますが、総合的な学習の時間を使い、子どもたちに調べさせたりしながら通信機器についての学習をすると、自分たちでマナーの大切さや、ルール作りなどについて考えると思います。大人からルールを押しつけるのではなく…。

○小学校の教員の中には、自分が情報通信機器を使えないからと言って、情報モラルの指導を敬遠するという話も聞きましたが、中学校の場合は危険に近いところに子どもたちがいるので、そんなことは言ってもらえません。

○情報通信機器メーカーに請求すれば、情報モラルや使う上での注意などの資料は届けてくれます。NHKのデジタルコンテンツの中にもたくさんあります。

情報通信機器に関するトラブルの事例

1 DSメールの誤送信によるトラブル

- ・Aさん(小学校5年女子)は「きれいな人は○さんと○さん」「テンションが高くてひくのは○さんと○さん」「優等生ぶっている人は○さん」「好きな人は○さんと○さん」といったメールをBさんに送るつもりが、「きれい」と名指しをした相手を含め、何人かのグループに一斉送信してしまいました。
- ・Aさんのメールを受信した数人の子どもが担任に受信したメールを見せたことにより、Aさんが誤送信したことがわかりました。悪口を書かれた子どもたちの中には、かなり落ち込んでしまった子どももいました。Aさんの母親は、相手の家に行き謝罪をしました。特に落ち込んでいた子どものところにはAさんを同行して謝ったそうです。その後Aさんの家ではDSのフレンド機能を停止しました。
- ・学校としては、悪口の対象となった子どもがAさんと同じクラスにたくさんいたので、人間関係の修復とメール使用のマナーについて指導をしました。Aさんと周りの子どもの関係がうまく修復できるか注視しています。

2 なりすましメールによるトラブル

- ・Aさん(小学校6年女子)は「ピグ上で、ある女子の悪口を書いた」といういわれのない言いがかりをつけられていると訴えてきました。休み時間などにAさんの近くを通る学級の何人かから「おえっ」「うざ〜」などと言われていると言っています。Aさんはそれが原因で、一時登校できなくなりました。
- ・トラブルはAさんの母親からの欠席連絡でわかりました。すぐにAさんに「うざい」などと言った子どもにも事情を聞き「対応の仕方がまちがっている。Aさんに対するいじめにあたる」と指導しました。
- ・Aさんは「悪口など書いていない」「ピグ上のいざござについては、誰かが自分になりすまして書いたものだ」と主張しています。ただし、パスワードを流出させてしまい、結果として相手を傷つけたことは認めて反省していました。
- ・Aさんと、Aさんに「うざい」などと言った子どもたちを集めて、お互いのいけなかったところについて謝罪させ、二度とこのようなことがないように指導をしました。
- ・結局、誰が書いたのかはわかりません。6年生全員にメールの利用のモラルについて話し、当面ピグは使用しないように指導しました。保護者には参観会のあとの懇談会で概要を説明し、ネット利用については家庭でも注意を払うように呼びかけました。

3 情報通信機器をめぐるトラブルの現状

- ・小学校で問題になるネット関連のトラブルは、新聞等で報道されるほど多くはないと感じています。問題にすべきトラブルとしては、他人になりすまして「死ね」というメールを送ったということがありました。受け取った方が警察に届けたため、大きな問題となりました。
- ・2013年にLINEをめぐるトラブルがメディアで取り上げられました。2011年に自分が使い始めた時点では、トラブルについて予測できなかったこと、子どもたちのハードな利用の仕方についていけなかったことを反省しています。

4 動画サイトに友だちの動画を面白半分アップ

- ・Aさん(中学校2年男子)は集団の中で「からかい」の対象になってしまうことが多い子どもでした。
- ・同級生のBさんは、Aさんに「おもしろい仕草」などをやらせ、それを携帯電話で動画に撮り動画サイトにアップしました。Bさんが動画をアップしたことがクラスの生徒に伝わり、ほとんどの生徒がその動画を見ました。動画を見た生徒からの連絡で担任が知るところとなりました。
- ・Bさんに確かめると事実だと認めたので、すぐに動画を消去させました。Aさんの保護者にも事実経過を報告し、動画を削除したことを伝えました。生徒からの連絡によって早い対応ができ、早期解決ができたことが幸いでした。

5 生徒を携帯電話で撮影しようとした保護者

- ・学校を訪れた保護者が、授業中にもかかわらず校門付近にいたAさん(中学3年生男子)の姿を見て、携帯電話で撮影しようとしてしました。自分の姿が撮影されると気づいたAさんと保護者の間でトラブルになりました。
- ・生徒を撮影しようとした保護者は「自分の子どもが通う学校が少しでも安心な学校になってほしい」ということから、「このような生徒がいるということを発信するつもりだった」と言っていました。生徒のプライバシーのことや発信した情報が一人歩きをすることの心配などを説明すると保護者も納得し、撮影した映像を消去しました。Aさんも「わかった」ということで、それ以上の問題になることはありませんでした。

6 LINE 上に書かれた悪口

- ・ネット上にAさん(中学2年生男子)が同級生のBさんの悪口を書きました。AさんはBさんのことを同じ塾に通う他校の生徒から聞いたということです。悪口を書かれたBさんは、かっとなりやすく自分を抑えられないことがあります。Bさんの母親から「Bは、悪口を書かれたということがわかって登校したので注意して様子を見てほしい」という連絡がありました。Aさんに事実を確認したところ、悪口を書いたことを認めました。AさんがBさんに謝り、解決しました。

7 LINE に流れたデマ

- ・Aさん(中学2年生男子)から「BさんがLINEにぼくとCさんが付き合っているという内容を流しました」という訴えがありました。LINEに流された情報はいろいろな友だちに読まれ、広がっていきましました。Cさんも、Aさんと付き合っている事実がないのに全然関係の無い人から「Aさんと付き合っているの」と言われ、大変驚いたと言います。
- ・Bさんは自分の流した情報が広がっていることは知らず、友だちから「AさんとCさんが付き合っている」こと(自分が流した情報)が広まっていることを聞いて驚いたと言っていました。
- ・Bさんと呼んで事情を聞く前に、Bさんから「Cさんについて嘘の情報をLINEに書いてしまった。悪いことだとは思わずにやってしまったが、いろいろな人から言われてびっくりしました。すみませんでした」と書いた日記が担任に提出されました。昼休みにBさんに確かめると、「まちがいありません」と、LINEにAさんとCさんのことを書いたことを認めました。Bさんが、AさんとCさんに謝り、解決しました。
- ・学級指導や学年集会の時、LINEのトラブルや情報の扱いについては何度も話をしてきましたが、子どもたちは自分のこととして受け止めることが不十分だった、と反省しました。



8 LINE での口論からけんかにエスカレート

- ・Aさん(中学3年生男子)が他校の生徒とLINEでやりとりしているときに「そっちの学校では誰がけんかが強い?」という書き込みをしました(Aさんは「特に意味があったわけではない」と言っています)。その一言が相手にけんかを売っているとかんちがいされて、Aさんは他校の生徒から公園に呼び出されてしまいました。
- ・Aさんもけんかを売られたとかんちがいた生徒も、(けんかになることを)心配して、それぞれ3~4人の仲間を誘って公園に集まりました。LINEを見た何人かの女子生徒が興味本位で公園に集まり、公園でちょっとした騒動になりました。
- ・公園に行った女子生徒の一人が養護教員に話したため、学校が知るところとなりました。女子生徒は、受検を間近に控え、不安定な気持ちでいるときに「何かおもしろそうだ」と思い、友だちを誘って公園に集まったと話していました。
- ・Aさんたちも相手の生徒もけんかに慣れていなかったため、公園に集まった大勢の友だち(?)を見て驚き、けんかをせずに帰りました。

「子どもの権利条約」の視点から 情報通信機器と子どもたちについて考える

「子どもの権利条約推進委員会」では、2013～2014年度「つながりたい」をキーワードに「子どもの権利条約」が根付いた学校づくりに向けた実践的な研究を行いました。「つながった」よろこび、「つながりたいけどつながれない」苛立ちや苦しさ、「つながり」を拒否された痛みなどを共感的に受け止めることで「子どもの権利条約」が根付いた学校づくりの手立てを探ることができると考えました。

「ネットいじめ」という言葉がメディアにしばしば登場しています。確かに、メディアで取り上げられるような問題が自分たちの周りの子どもにも存在しています。自分の周りにはいる、携帯電話やスマートフォンを器用に使いこなしている子どもたちのことを考えながら「子どもの権利条約」を読みました。

情報通信機器（インターネット）の利用と子どもの権利条約

検索エンジンを利用した「適切な情報の入手」（子どもの権利条約第17条）は教室でも、家庭においても普通に行われています。情報通信機器（インターネット）は情報の入手とともに、情報の発信も可能にします。誰でも情報の発信者となることができることが、情報通信機器の大きな特徴の一つです。たとえばツイッターは、友だちに関する「適切な情報の入手」（第17条）や「表現の自由」（第13条）に関係しています。また、LINEは継続して閉じた人間関係の上に成立していることを考えると「結社・集会の自由」（第16条）とも関係していると考えられます。

一方、「適切な情報の入手」や「表現の自由」によって、「プライバシー・名誉は守られる」（第16条）が問題となったり、「適切な情報」だけでなく自分が受け止めきれない情報（自分にとって不利益な情報）までもち込んでしまったりする子どもたちがいます。

情報通信機器（インターネット）と人間関係のトラブル

情報通信機器に関して起きる問題で、最も大きいのは対人関係のトラブルです。「つながる」ということでいえば「つながれない」「つながり方がわからない」ということがあります。面と向かって言葉を交わすときには、相手の表情や身振りなど言葉以外のものからも情報が得られました。それがメールやツイッターなどの「短い言葉や文字」になると、言葉が一人歩きをはじめたり、発信者の意図が伝わらなかつたりして、対人関係のズレやひずみが生まれます。

情報通信機器について指導する難しさの一つは「親が子どものときにはこのようなツールがなかった」ということです。もう一つは、機種や性能や使用環境が次々に新しいものに変わっていくので、それについていけないということがあります。

情報通信機器（インターネット）の積極的な面

情報通信機器によって「つながり」が拒否されたり、プライバシーが保護されなかつたりすることにより傷つく子どもがいますが、友だちや周りとの関係をSNSによってかろうじて維持している子どももいます。マイナス面を意識しながら、積極的な面も評価していくことが大事だと考えます。

情報通信機器を使う子どもたちについて

○ある研究会で「情報化社会と子ども」という分科会がありました。「子どもたちをネット社会から守る」といったテーマで話し合いが行われましたが、休憩時間になると参加していた母親たちがスマートフォンや携帯電話をさわっていました。

「危ない」とか「トラブルが起きる」といったことにとらわれすぎているように思います。便利な道具をもっと上手に使うという視点が欠けているように思います。上手な使い方を紹介し合えば前向きに

なれると思います。禁止されるとアンダーグラウンドでの利用になります。

- メールは面談より情報が少ないことは確かです。それを補うために「絵文字」などを使うことも相手に自分の意図を伝えるスキルだと思います。生徒指導の担当者からすると「そんなに甘いものじゃない」と言われそうですが、実際子どもたちは所持しているわけですから、どう使うかを考えていくことが大事だと思います。
- うまく使うことを大事にするという意見には賛成します。しかしスマートフォンや携帯電話は、その時々の子どもがコントロールできる能力をはるかに超えた性能と情報環境をもっています。ツールを与える方も、使う方もそのことをわきまえることが必要だと思います。
- スマートフォンも情報端末であるという点においては、学校のパソコン室においてあるパソコンと同じです。どこがちがうかというと、学校のパソコンは教育に使うための設定がされていますが、スマートフォンは何でもありです。想定外のこと(問題)が起きたときにどうするかということを教育しておく必要を感じます。
- 中学校の教員です。ネットトラブルやLINEのトラブルもありますが、それより問題は、学校にスマートフォンを持ってきて遊んでいることです。そのあたりのことは高校の方がルールとして厳しく決まっています。使い方のルールを決めてよい時期にあるように思います。
- ケータイ依存の話もありますが、自分もスマートフォンを持っていないと不安です。地区で情報についての研究会が行われましたが「持たせない」ではなく「使い方を教える」ということが言われていました。LINEを使って有効な関係を作っている人もいますから、どのように使うか、や悪口を書かないということを自己決定ができるように指導すべきだと思います。
- 使い方が幼いことが問題の一つです。写真に撮ってはいけないというものを撮影して回すといったことを遊び感覚で行う。そのことがしばらくして問題として表面化するということがよくあります。携帯電話に限らず、おもしろいから何でもやるといった幼さが問題を生んでいるように思います。
- 情報通信の道具なので、楽しい使い方、有益な使い方を発信していくということが重要だと思います。スマートフォンをツールとして授業で使うこともあると思います。検索も便利だし、ツールとして有効に利用する方向に行くように思います。



共同研究者からひと言：ほかの国のスマートフォンの使われ方

私の読んだ論文には次のようなことが書かれていました。スマートフォンの所有率とかインターネットの利用率などは他の先進国と比べると遅れています。たとえば韓国では、日本よりはるかに利用されています。中学生がスマートフォンを使うのは当たり前の状況です。

利用の仕方の特徴としては、外国の場合は情報の収集ツールとしての利用が多く、生活を便利にするツールとして利用されています。学生たちも辞書機能をはじめ、学習に必要な情報収集に利用しています。日本の場合は個人的なつながりを維持するためのツールとして使うことが多いように思います。悪口や噂を伝え合ったりするといった使い方もされています。そのような使い方は他の先進国ではあまり見られないようです。

持つことを制限することはできないだろうと思います。もっと便利なスマートフォンが出てきて、みんな「持ちましょう」という時代になると思います。今のスマートフォンで十分ですという世代は遅れていくでしょう。

論文の中では、「日本では使い方の習熟や使い方の約束事などができていない中で使っている。幼い使い方をしている」ことが指摘されていました。その理由として「学校に、上手な使い方や、トラブルにつながらない使い方を教える専門の人がいない」ということが書かれていました。子どもの権利条約推進委員会でも「使い方を指導する」ことの必要性が語られましたが、その指導を学校の先生に求めるのかという問題があります。教科指導やそのほかの指導の合間に「メディア教育」まで先生がするのかという問題です。いっどこで誰がやるのかということの議論をしていくことが必要だと思います。愛知県の金城大学の大学生と大学院生が付属の中高生に対してグループワークのかたちでスマートフォンの使い方について生徒たちと話し合って1年間のとりくみをルールブックにまとめたという実践があります。

止まらない咳：^{しっぺいりどく}疾病利得 体調不良を訴え、登校を渋っていた A さん

Aさんは中学2年生の女子。母親はAさんを連れて再婚しました。Aさんは新しい父親になじめなかったようです。母親は幼い頃のAさんとのかかわりが十分でなかったと言っています。

Aさんが「咳が出る」ことを訴えて保健室に行ったのは1年生の3学期でした。2年生になると、仲のよかった友だちが転校したことも影響したのか、「カラカラ」という咳はひどくなり欠席も増えました。スクールカウンセラーに相談したり、子ども病院で診察してもらったりしましたがなかなか原因がつかめず、ようやく「疾病利得」と診断されました。自分が「いやだ」と感じていることから逃れるため、「咳をするという症状」が出る、ということです。「咳が出る」（咳をする）ことで自分を守ろうとしているのだそうです。

入学のときからAさんにかかわっている養護教員と連携をとりながら、スクールカウンセラーや市の相談機関、医療機関など、相談できる機関を複数設けて支援の方法を考えました。

Aさんは、修学旅行への参加に意欲をもっていたので修学旅行をきっかけに登校をうながしました。Aさんに声をかける友だちも次第に増え、徐々に登校できるようになりました。クラスの友だちとのつながりも広がり、教室でもクラスの友だちとかがかわることができるようになりました。

子どもの権利条約とのつながり

- ・第18条：子どもの養育はまず親に責任
- ・第5条：親の指導を尊重…子どもの養育に親が責任をもつことは当然のことですが、Aさんの母親のように十分に責任を果たせない事情を抱えている場合があります。「親の責任」を追求するだけではなく、Aさんにつながる人を広げていったことが疾病利得の克服につながったと考えます。「親の責任」を追究するだけでは「親の指導を尊重する」ことにはつながりません。
- ・第3条…子どもにもっともよいことを…Aさんにつながる人を広げていったのは、Aさんにとってどうすることが“もっともよいことか”という問いかけがあったからだと思います。

Aさんの症状について、学校としてのかかわり

- カラカラという咳をするAさんに対して、養護教員がかかわってこられたということですが、どのようなタイミングで、どのようにかかわったのでしょうか。相談できる機関を複数設けたということも対応としてよかったと思います。
- ◎Aさんは入学当時から咳が出ると保健室に行きました。養護教員はずっとAさんの様子を見てきたのでつながりが深くなったと思います。保護者も養護教員に相談していました。そのようなことから養護教員を一つの窓口にしました。相談窓口を複数設けるということについては、Aさんが2年に進級するときに担任も学年主任も定期異動で転勤したということもあり、これまで相談していたスクールカウンセラーとのつながりを重視しました。母親がAさんのことについて話したいという気持ちが強かったので、担任や養護教員と話す機会を設けました。
- Aさんのように、体の変調によって「ケアしてほしい」と訴えている子どもにとって、保健室に行ける、ベッドで休むことができる、先生が見ていてくれるというのは、まさに疾病利得が大きかったのだらうと思います。お母さんやお姉さんのような役割を養護教員が果たしていたことがよかったと思います。お母さんの「聞いてほしい」という気持ちを受け止める窓口が複数あるということも素晴らしいことだと思いました。お母さん自身、自分がケアされたいという気持ちがあったと思います。
- 人とのつながりを求める「話したい」という気持ちは解決への糸口になります。いろいろな問題を抱えているときには「話したくない」「介入してほしい」とつながりに対して拒否的な姿勢をとることが多くなります。拒否的な姿勢は、社会的な体裁、プライド、抱えている問題の性質などいろいろな要因が絡んでいると思います。Aさんの場合は、母親が「話したい」と思っていることを「聞いてもらっ

た」ことでAさんとの関係もよくなって問題解決が進んだと思います。

◎Aさんの母親にも、自分とAさんとのかかわりを「認めてほしい」という気持ちがあったと思います。再婚先の家族の視線も気になっていたでしょうから。



Aさんのその後

- 修学旅行に参加できたり、クラスの中の友だち関係も改善されていったりすると、最初のカラカラという咳の症状は変わってきたのでしょうか。
- ◎はっきりと時期は覚えていませんが、今はまったく咳は出ません。盛んに咳をしていた頃のAさんは、保健室に行っても咳が止まりませんでした。しかし、保健室から人がいなくなると咳が少なくなったり、止まってしまったそうです。疾病利得ということを知ってAさんの症状を理解することができました。
- 「疾病利得」という言葉を初めて聞きましたが、振り返るとこれまでかかわった子どもの中にも「疾病利得」と思われる子どもがいたように思います。

Q&A

疾病利得って？

Q：疾病利得というのは新しい「病気」ですか？

A：「疾病利得」自体は病気ではなくて、心のメカニズムを理解する枠組みです。病気としては、心身症です。病名としては「原因不明の咳」ということになると思います。心の問題が体の変調となって外に表れるということは以前からありました。



Q：どのような症状が現れるのですか？

A：人によっては、体に発疹が起きたり、おなかが痛くなったり、熱が出たり、目が見えなくなったり、耳が聞こえなくなったり、足が立たなくなったりすることがあります。

小中学校での心身症での重い表れとしては、足が立たない、目が見えなくなる、耳が聞こえなくなる、意識喪失などがあります。眼科や脳外科の診察を受けても「何も問題がない」と診断され、最後に精神科で心身症「疾病利得」と診断されることがよくあります。

Q：疾病利得が現れる原因をどう理解したらいいですか？

A：Aさんの「空咳」ですが、「カラカラ」といった音を立てる咳というのは、周りの「どうした？」という注目を集めやすい、非常にアピール性の強い症状だと思います。「甘えたい」「怒りをぶつきたい」などの気持ちが言葉や行動でうまく表現できず、疾病という“体調での表現”になったと考えられます。

Q：疾病利得が表れやすい年齢はありますか？

A：近ごろ、小学校高学年から中学校にかけての心身症は増加傾向にあります。「疾病利得」は男性より女性に表れやすいと言われています。言葉で表現することが苦手な子どもや、自分が怒りやつらいなどの感情をもっていることに気づきにくい子どもに表れます。大学院の学生で、普段の生活ではまったく問題がないのに、論文を読もうとすると視野の下半分だけが見えなくなる（論文以外の新聞や小説などを読むときにはまったく問題がない）という症状が現れたという事例もあります。

Q：疾病利得と仮病のちがいはどこですか？

A：疾病利得は心身症の表れのひとつと位置づけられています。子どもから大人まで幅広く現れます。疾病利得はいわゆる仮病とはちがいます。わざと病気を装ってケアを受けようとしていると思われてしまいがちですが、そうではありません。自分の体を痛めることまでして、周りとの関係を変えたい、自分の存在を認めてほしいという訴えと解釈されます。

Q：仮病との区別はどのようにしたら見分けがつくのでしょうか？

A：仮病との判別は難しいところがありますが、仮病とのちがいは本人が辛いということです。医学的な検査を受けても感染や内臓疾患の事実がないのに治らないという疾病状態が続いていることも仮病との区別になります。不登校の子どもによく見られることですが、登校時間になると吐いてしまったり、熱が出てしまうということがあります。体温を測ると確かに熱があるので仮病ではないのですが、「今日は学校に行かなくてよい」となると熱が下がってしまう。昼ご飯もちゃんと食べられるので「仮病じゃないか」と言われることがあります。仮病との区別がつきにくいだけに、「仮病でしょう」「本当は…」といった言葉を不用意に投げかけないよう「疾病利得」という概念を理解することが大切です。

Q：疾病利得の表れをどのように受け止めたらいいのでしょうか？

A：カラカラという咳が出るといった「わかりやすい表れ」が見られたということは、意味のあることです。咳をすると周りの人の「どうしたの」という関心を引き寄せられます。背中をさすってもらうことも期待できます。抱きしめられる、体をさわられるといった幼児期のケアが不足していたことがうかがえます。

主治医の方があえて「疾病利得」とおっしゃったのは、Aさんが体の変調によって何を訴えようとしているかを周りの人が知る必要があると言いたかったのだと思います。咳をすることでAさんが何を求めているのか、どんなケアが必要なのか、「疾病利得」の意味がきちんと保護者に伝わるのが大切です。言葉やコミュニケーションや物ではなくそれ以前の、体のふれあいといったケアを求めているということを知ってやることです。

Q：疾病利得の状況を、問題解決に向けてのステップととらえるということでしょうか？

A：「症状が出てくることには意味がある」と理解する枠組みをもつことが疾病利得を理解するうえで重要だと思います。

疾病利得という状態は、本人にとっては痛かったり、つらかったりなどの不利益を伴っています。そこが「ズルしよう」という仮病とはちがいます。周りの人と話ができるようになったり、周りからのケアにより安心感が得られたり、咳をすることで人の関心を集める必要がなくなったりすると気づかぬうちに咳をするという症状を手放すことができます。

疾病利得を、本人のつらさを理解する枠組みだと理解すると、疾病利得の原因となっている問題解決に向かうことにつながります。

周囲の期待に応えようと頑張りすぎたAさん 小中の連携・つながり生かした不登校への支援

Aさんは中学1年生の男子。小学校のときからクラスのリーダー的な存在であり、クラスの友だちからも担任の先生からも信頼を寄せられていました。Aさんもそれに応え、友だちのめんどうなどをよく見ていましたが、小学校5年生のときから登校を渋るようになりました。不登校の原因としては、周囲の期待に応えようと頑張りすぎたこと、期待に応えることに疲れてしまったことなどが考えられます。6年生のときには、修学旅行以外は参加できませんでした。

中学校への入学後は、入学式などの学校行事に参加できるようになりました。徐々に友だちとのつながりをも広がっています。現在、Aさんとのかかわりを深めると同時に、Aさんに対するクラスの友だちのかかわりを広げようという取り組みをしています。

小中連携の一環として小学校と授業交流を行っていたので、生徒たちの小学校の頃の様子がわかっていたことがAさんへの対応に役立ったと感じています。6年生までの指導を踏まえながらAさんに向き合うことができました。生徒たちもAさんとのつながりを大切に、特に指示したわけではないのに、下校時にAさんの自宅を訪ねたり、放課後や休日にAさんと一緒に過ごしたりしていました。

一時期、他者とのかかわりを拒否していたAさんですが、友だちとのつながりなどを通して、学校に戻ってくることができました。

子どもの権利条約とのつながり

- ・第6条：生きる権利・育つ権利…子どもには生きる権利があり、その権利を守るために国はできるかぎりのことをしなければなりません。
- ・第28条：教育を受ける権利…教育は、子どもが自分のもっているよいところを伸ばしていくためのものです。子どもにとって教育を受けることは「生きる権利・育つ権利」と直結するものです。うまく学校につながるできない子どもに対し、周りの人が支援したり、環境を整えることが必要です。

周りからの期待に応えなくてはならない…：Aさんの不登校の原因

◎Aさんに対する周りからのいじめはありません。Aさんが学校に出てこられなくなったのは、自分がいろいろなことを任されてそれをやりきることに疲れてしまったこと、いろいろなことができると思われていたというストレスが原因だったと思います。

○任されるというのは友だちから任されるということですか？

◎友だちからも教員からもです。クラスの中で孤立しがちな子どもがいたとき「ちょっと、あの子のめんどうを見てやってくれないか」といったことをAさんに頼むなど。

○周りからの期待に応えることが疲れたということですね。

○クラスの中には、人間関係に疲れてしまう子どもと、まったく疲れた様子のない子どもがいます。人間関係を遮断することはできません。人間関係による消耗感は誰にでもあることですが、そこには個人差があるように思います。特に、小学校高学年から中学校にかけて、人間関係の複雑さに疲れてしまう子どもがいます。

◎本人が希望しているというわけではないのに、「できる」「できるだろう」という周りの判断によってリーダーとして何かを任されることが疲れてしまう条件になる場合があります。一般的に言って、みんなをまとめるなどの責任ある立場におかれている子どもに疲れ感があるように思います。人間関係が固定的な、人の出入りの少ない地域においては周りの評価が固定化しているので、人間関係に疲れることはあると思います。

○本当はやりたくないのに、周りが頼んでくる、それを断り切れない自分、一



度できてしまったことに対する自分への期待、周囲の期待というレールから外れてしまうことへの不安などが重なってAさんを学校から遠ざけてしまった。自己達成感を求める前向きな気持ちと、そこから生まれるストレス。小学校高学年から中学校の子どもの心のありようを表している事例だと思えます。

過剰な期待…。疲れるけど頑張ってみよう、それとも、疲れたならやめておく？

○人間関係に疲れるということですが、子どもが人間関係に疲れるということについて、つながろうと考えたり、集団の中に入って何かをしようとするのと、負担感や疲れ感、あるいは徒労感などはセットになっているように思います。何らかの負担感や疲れを感じることはやむを得ないことだと考えるなら、それを感じるのがいやだから友だちとのかかわりをもたたくない、集団の中に入りたくない、つながりたくないと思う子どももいることを「納得」しました。疲れるけれどやった方がよいとするのか、疲れたならやめておけた方がいいのか、対象となる子どもによって個人差があると思えます。

○人々と地域のつながりが強く、地域の人たちどうしのつながりも強いということは、地域のよさだと思います。しかし、人間関係をリセットしにくいということや、一旦評価が下されるとそれを変えることに時間がかかるといった面もあるように思います。

◎確かにそういう面はありますが、Aさんの場合は周りの子どもたちが休日や放課後にAさんとかかわることができているので、Aさんの外に出ようという気持ちを後押していると思っています。Aさんのことをよく理解しているので、たとえば、Aさんが定時に登校しなくてもよい、学校に遅れてきてもよい、午前中だけ学校にいてもよい、といったような受け止め方ができると思えます。緩やかな対応をAさんが受け入れることも大事なことだと考えます。お母さんは定刻には登校し、みんなと下校することを望んでいましたが、最近では少し考えが変わってきました。

○Aさんのようにまじめで、いつもきちんとすることでつまづいてしまった子どもは、たくさんいるように思います。3年生の後半から登校できず、5年生になって放課後に学校に来たとき、エプロンづくりを一緒にやったことをきっかけに学校との関係を取り戻したという事例を経験しました。たまたま放課後に学校に来ていたところで、「注文していたエプロンの材料が届いているよ。一緒に作ろう。今度いつ学校に来られる？」と強引に話を進めました。最初は「えっ」という表情をしましたが、約束の時間に学校に来てエプロンを一緒に作りました。その後、徐々に学校とのつながりを取り戻すことができました。少し強引だったかもしれませんが、「学校に行った方がよい」と思っている気持ちを引き出すことができたように思います。「学校に来てみたら、意外とみんなの視線も気にならず楽しかった」と思ったのかもしれませんが。

5年生の後半には、放課後学校に来ることができるようになり、6年生になると朝の保健室登校から、授業に参加できるようになりました。本人も、ここまでできたから次はここまでと自分なりの目標を設定して、少しずつもとの学校生活を取り戻していきました。

子どもの意見によく耳を傾ける、一人一人のちがいを踏まえた支援を考える

○Aさんの場合は大人で言うバーンアウトに近いものだと思います。不登校の子どもを学校に呼び戻すときに、教師は、交渉人のようなことをします。「今、どれだったらできる」ということを子どもに聞きます。子どもが答えられない場合はいくつかの選択肢を示して子どもに選ばせます。当事者の子どもは「このままではだめだ」という負い目をもっています。「今はできない」という考えをできるだけ排除しながら「どれならできそうか」を引き出すことが、次の段階へつながります。負い目がなくなり「これはできるかもしれない」という前向きな気持ちになります。

保護者の運転する車で学校に来たけれど、車から降りることができない子どもがいました。「車から出て3歩歩いてだめだと思ったら帰っていいから、車から出てごらん」と言いました。その日は、3歩歩いて「だめだ」と車に戻りましたが、次の日には学校に来ることができました。本人が自分でやろうという目標を立ててそれを少しずつ実行する。教師ができることは、目標を立てることを支援することと目標を達成したことを認めることではないかと思えます。

○学級の子どもの相手にしていると、例外を認めることがなかなかできません。例外を認めると全体の決

めごとが崩れてしまうように思います。一人一人のことを考えると対応や基準を一律にすることは問題だとわかってはいるのですが…。一人一人の状況に合わせて、その子どものための基準を設けることと全体の基準（目標）との間をどう調整し、子どもたちに納得させることはめんどうなことです。「子ども一人一人を大切にすること」は簡単なことではありませんが、避けて通ることはできないことです。十分とは言えませんが、近年、子ども一人一人を大事にすることが具体的な場面を通して様々な工夫のもとに実行されているようになったと思います。



共同研究者からひと言：自分でつくった自分への縛りを解く

完璧なことを求める子どもは、様々な禁止を自分に課します。学校には定時に行かなくてはならない、自分の都合のよい時間だけ行くことは許されない、給食だけ食べに行くのはずるい、楽しい行事だけ参加することはいけないことだ、昼間街をうろうろしていたらなんて思われるんだらうなど、自分自身が決めた「あるべき姿」に縛られてしまったり、人の目を気にして「周りがどう思うだろう」と考えてしまったりすることがあります。

思い切って自分でつくった「縛り」を解いてみると、自分が思っていたほど周りには自分に関心をもっていなかったということがあります。何回かそれを繰り返しながら緩やかに戻っていけることがあります。不登校の原因として「いじめ」や「学力の問題」が考えられない場合には、自分への縛りがきついということを考えてもよいと思います。

生活が忙しかったり、習い事もあったり、自分の力以上の期待を寄せられたりしたら、疲れるだろうと思います。Aさんが、そういったところから少し遠ざかって「お休みした」というのはよかったと思います。Aさんは「もういやだ」と言うことができない子どもだったのでしょう。登校を再開できても、以前のよう「頑張らなくて」という気持ちが変わらないと、また同じことを繰り返してしまいます。「頑張らなくては大めだ」という本人の自己認知の仕方も変えることと同時に、周りの友だちや教師の期待、クラスの中で果たす役割も変える必要があります。

適度に休んだり、周りとの適度な距離をとることも、子どもの権利の一つと考えていいと思います。

多くの人のおかげに支えられたAさん 子どもの権利条約の考え方を生かしたかわり

Aさんは中学3年生の男子。Aさんが小学校を卒業する頃、両親が離婚しました。中学1年生の5月頃から頭痛を理由に欠席がはじまりました。当時の記録には次のように記されています。

- ・1学期末にAさん・母親・父親と担任とで話し合いを行う
- ・Aさんの話…「なぜ離婚することを自分に話してくれなかったのか。勝手に離婚したことを納得していない」
- ・両親の話…「子どもたちには何度も話をし、納得をしたうえで離婚だった」
- ・Aさんは「夏休みが終わったら学校に行く」と言う
- ・2学期が始まったが、Aさんは登校できない
- ・登校しないのは、友だちから「どうして学校に来なくなったの」と聞かれるのがいやだから

Aさんの不登校はその後も続きました。2年生の6月、民生委員のBさん(長く幼稚園長をされていた)とAさんについて話しました。Bさんは、その足でAさんの自宅を訪問しました。翌日、AさんはBさんに連れられて登校(別室登校)しました。その後もBさんは毎日Aさんに付き添い登校し、午後2時頃まで一緒にいて勉強も見てくれました。

その後、Aさんは10時頃母親の車で登校し、相談室で5教科のワークを行ったり、担任と一緒に給食を食べたりすることができるようになりました。登校すると「登校しました」、夕刻には「今から帰ります」といった挨拶や、給食の片付けも職員室でするなど、次第に学校生活のリズムに慣れていきました。12月からは教頭先生に数学を見てもらいました。

3年生になると、地域の清掃活動に民生委員のBさんと参加し、上級生とのかかわりももてるようになりました。夏休みは「午前中に登校し学年主任の先生と英語の勉強をする」ことを決めました。計画通りの勉強をして、母親の作ったおにぎりを食べ、最後に奉仕作業を行い帰宅する生活を送ることができるまでになりました。

子どもの権利条約とのつながり

- ・第3条:子どもにもっともよいことを…子どもにとって「もっともよいこと」は一人一人ちがいます。また、その子にかかわる人ができる「もっともよいこと」にもちがいがあります。Bさんをはじめ、教員、友だち、それぞれができる「もっともよいこと」を考え実行したことが、Aさんとの信頼関係をつくりAさんの背中を押すことができたと考えます。
- ・第12条:意見を表す権利…Aさんはできることの範囲が少しずつ広がっています。新しいことに挑戦させるときには、Aさんの意見を必ず聞くようにしました。一方的に周りの考えを押しつけたら、再び殻に閉じこもってしまったのではないかと思ったからです。
- ・第5条:親の指導を尊重・第18条:子どもの養育はまず親に責任…Aさんが新しいとりくみをするときには必ず保護者に伝えました。ときには民生委員のBさんの思いとAさんの保護者との間で意見の対立もありましたが、話し合いを重ね、それぞれがどんな役割を担うか共通理解をすることに努めました。
- ・第28条:教育を受ける権利…教室外の登校ではあったが、Aさんの学習にいろいろな先生のかかわりがありました。多くの人のかかわりによってAさんの教育を受ける権利が保障されました。Aさんの他にも不登校の生徒がいますが、Aさんの事例はそれらの生徒への対応の参考になると考えます。

Aさんの周りにいる人とのつながり

- ◎Aさんは多くの人とのつながりの中にいました。民生委員のBさん、1年生の学級担任、2年生の学級担任、学年主任、学年の先生、養護教諭、教頭先生、特別支援学級の生徒、特別支援学級担任、スクールカウンセラー、母親、父親、父方の祖父、学級の友だちなど多くの人がAさんとかかわっています。
- 支援の輪が広がっている様子がよくわかりました。1年1年ステップを踏みながら、Aさんを取りまく人の関係が広がっていくことがAさんの不登校の克服に大きなはたらきをしたと思います。また、新しいことにとりくむとき、Aさんの意見を聞きながら目標を設定し、少しずつ最終目標に近づけていった

ことが、Aさんが学校に戻ることに繋がったと思います。

○民生委員のBさんが受けもった役割についてもう少し詳しく説明してください。

◎Bさんは、Aさんと同じ地区に住んでいますが、Aさんの家と特別な関係があるわけではありません。Bさんは、幼稚園の先生をしていました。子どもが学校に行かないことはイレギュラーな状態だ、何とかしなくてはならないという強い思いをもっていたと思います。民生委員と学校との懇談会の後、Aさんのところに行き「学校に行こう」と単刀直入なはたらきかけをされたのも、その思いからだと考えます。民生委員のBさんがここまでやっている姿を見て、Aさんはもちろんですが、周りの人もAさんの支援に積極的になれたと思います。

○Aさんは、地域の人(Bさん)から言われたということが意外だったのではないのでしょうか。親でも学校の先生でもない、地域の人から言われたことが新鮮な刺激になったのかもしれませんが。

○民生委員のBさんの介入や、教頭先生の授業、特別支援学級の生徒とのかかわりなどをいやがらずに受け入れたAさんの「人を受け入れる柔らかさ」も感じました。大人の援助を引き出すことのできる子どもと、それがうまくできない子どもがいるように思います。支援を引き出す力というのも大事な力だと思います。

周りの人とのつながりをコーディネートする人の存在

◎民生委員のBさんとAさんのかかわり方については、いつも教頭先生が間に入り、上手に調整役をしてくれました。善意をベースにした人のかかわりは、「行き過ぎ」と感じることもあっても、それを口に出しにくいことがあります。そのあたりの調整を教頭先生がうまくやってくれました。Aさんの不登校の解消に導いたキーパーソンは、民生委員のBさんの熱意と、それを受け止めながら調整役を果たした教頭先生、2人のコンビネーションだったと思います。

調整役としての教頭先生は、Aさんにかかわる教職員に対しても具体的なアドバイスがありました。その際、教頭先生が一方的に指示を与えるのではなく、かかわっている人の意見や気持ちなどを聞いてくれたということもよかったと思います。お互いに不満や不信感をもたずにとりくめたということが大きかったと思います。大人の世界でも不満が出てくると同一歩調がとれなくなります。

○守秘義務ということを過剰に意識するあまり、問題を一人で抱え込んでしまったり、内密に話を進め内密の合意によって動いてしまったりすると、周りがどうしていいかわからず動きにくいということになってしまいます。情報をうまくすくい取って役割を振りわける人の存在は重要だと思います。

○Aさんは、「とにかく学校に行かなくちゃ」という民生委員のBさんの行動によって解決への道が大きく開かれました。今回はその方法がよかったということも考えられます。どのケースにも当てはまる解決方法というのはないように思います。あらゆる可能性や方法を排除しないで、だめだったら別の方法を考える、といった心構えでいることも必要だと思います。



充実した学校生活を取り戻す

A君を支えた、クラスの友人とのつながりと自己達成感の経験

Aさんは中学3年生の男子。生活態度もまじめで、日々の部活動には欠かさず参加していました。3年生になり学級委員にも選ばれ、修学旅行や学校祭の参加に強い意欲を示していました。

4月の中頃、部活の大会においてAさんのミスなどからチームは負け、県大会の出場を逃してしまいました。その後、Aさんが練習中に気の抜けた態度を見せたこともあって、部活動の中心的な生徒であるBさんの怒りがかってしまいました。次第にAさんは部活の中で孤立してしまいました。Aさんは、当時のことを「一緒にふざけたり、笑顔で接することがなくなって、機械的な冷たさのようなものが感じられた」「部活に参加しづらくなった」と言っています。

部活動の顧問も部員たちに事情を聞き、指導をしましたがAさんとBさんの関係を修復することはできませんでした。Aさんと保護者と担任で話し合いを行い、Aさんが部活に復帰したいと思うようになるまで、休部することにしました。

部活動がなくなり、放課後の時間に空白ができたAさんは、次第に問題行動の多い子どもたちと付き合いようになりました。学校での様子には大きな変化は見られませんでした。担任の耳にはAさんが夜遊びをしているといった情報が入るようになりました。

心の隙間を、夜遊びをすることで埋めようとしていると判断した担任は、Aさんと呼んで話をしました。Aさんは夜遊びのことを認め、「夜遊びをしても充実感がなく、むしろ自分を苦しめているように感じる」と話し、生活を改善することを約束しました。

当時のAさんの支えになったものに、学級の中の自分の存在ということがありました。自分を学級委員に選んでくれたクラスの友だちに、学級委員としての役割を果たすことです。Aさんは、学級委員の役割を果たすことに充実感と達成感を感じることができたと言っています。

5月半ばになると、Aさんの生活は急速に改善し表情にも以前の明るさが戻ってきました。そんなAさんに、近所に住む不登校傾向にあるCさんへの働きかけという新しい役割が与えられました。Cさんは問題行動をしばしば起こすような生徒でしたが、寂しがりやで人とのつながりを求めている子どもです。AさんがCさんに声をかけることによってCさんの生活も安定すると同時に、Aさんの有能感も充足させることとなりました。

一時離れていた部活動も、再開することができました。Bさんとの関係も徐々に修復することができ、夏の中体連の試合にはチームの一員として試合に出場することができました。

子どもの権利条約とのつながり

- ・第29条：教育の目的…子どもの権利条約に、「教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんだんのばしていくためのものです」と示されています。自分を見失いそうになっている子どもには、周りの大人がその子どものもっているよいところを把握し、自己肯定感に培うことによって「自分を取り戻し、自分のもっているよいところ」をのばしていくことができます。

自己達成感や自己肯定感を経験したことのある子ども

- Aさんは達成感を味わったことがある子どもです。一生懸命やればよいことがある。一生懸命やることは気持ちのよいことだという経験が、立ち直ることにプラスにはたらいたと思います。悪いことや非社会的な行動はそれなりの「楽しさ」はあっても、達成感や自己肯定感にはつながりません。
- Aさんが立ち直ることができたのは自己達成感を経験したことが大きな力となっている、という考えに同感です。Aさんは、どのような生活をしたら自己達成感を味わい、自己肯定感を感じることができるかということがわかっていたのだと思います。部活に復帰するのもこのタイミングでしないと間に合わないということもわかっていたと思います。



- ◎Aさんが早い時期につながりを取り戻せたのは、学級の仲間の存在があったと思います。Aさんが一時自分を見失ったときも部活を離れたときも、学級委員のAさんを頼りにしたり、Aさんと自然な会話をしたり、Aさんに接する態度が変わりませんでした。Aさんには学級の中での居場所がありました。
- よい学級がいつも自然発生的にできるというわけではなく、そこには教師の学級づくりがあったからです。AさんにCさんへのはたらきかけを要請したタイミングも、担任がAさんの状態を見極めたうえで、時期を捉えた判断だったと思います。
- 一度傷ついた子どもは支援だけでは元に戻るまで時間がかかります。AさんにとってCさんを支援するという目標が与えられたことも、彼自身の立ち直りを後押ししたと思います。支援を受けることだけでなく、支援をする側に立てたこと、役に立っているという有能感をもてたことも大きかったと思います。事例報告の中に、人のためにやることが逆に自分へのプレッシャーとなったことがありましたが、人のために何かをして感謝されることは大事なことだと思います。



共同研究者からのひと言

部活で失敗して周りから責められて部活に行きづらくなったというのは、思春期に経験するつまずきだったように思います。このようなつまずきは誰にも経験しうることだと思います。部活を離れたときにつながろうとした「なかま」もAさんにとって魅力的ではなかったのでしょう。Aさんのベースにある健康さというものを感しました。

自己肯定感がもてて、自分はここにいてもよい、自分を待っていてくれる人がいる、頑張れば得られものがあるといったことを経験した子どもはストレスに強く、人とつながる力ももっています。反対に虐待や貧困、あるいは家庭内の複雑な人間関係の中にいる子どもなどは、自己肯定感や達成感の経験が乏しくなります。そのような子どもはつまずきから立ち直ったり、差し出された支援の手を握ることが苦手だったりします。Aさんは手を握ることのできる子どもだったと思いました。

中学校生活の中の部活動：人とのつながりについて

- 自分の経験では、部活動を一旦離れて戻ってくるというケースは少ないと思います。ほとんどの場合、部活動から離れてしまうとそれっきりになってしまいます。
- 中学校の場合、部活動と学級での生活は非常に密接な関係にあると思います。Aさんの事例にもありましたが、部活から離れていても、学級での役割によってその子どもの居場所が友だちから認知されるということがあります。学校での部活に所属しないで、スポーツ少年団やクラブチームに所属している子どももいますが、その子どもたちがスポーツ少年団やクラブチームでどれだけ頑張っているかということは、クラスの中には伝わりにくいと思います。仮に、クラブチームの中で問題を抱えたりつまずいたりしても、クラスの子どもたちにとってはそれが見えません。部活に参加している子どもは部活、学級での生活と少なくとも2つの場面でのつながりや評価がありますが、クラブチームでやっている子どもの場合は、クラブチームでのつながりはクラスのつながりの外になってしまいます。
- 子どもたちの指導の場面を考えると、子どもたちのよさは部活や掃除、給食指導などいわゆる教育課程外のところで見つけることが多いように思います。授業の場面だけですと「理解した・できる」「理解していない・できない」といったことが前面に出てしまいます。それだけでなく子どもたちのよい面を見つけ、ほめたり励ましたりすることができるという意味では部活動は勤務時間を長くしますが、学校の中におきたいと考えます。勉強は苦手だが部活で頑張るといった子どももたくさんいます。

部活動で友だちとのつながりを取り戻す いらいだち、服装の乱れ、投げやりな言動から立ち直ったAさん

Aさんは中学3年生の男子。父親と父方の祖父母と一緒に生活をしています。勉強や部活動などいろいろなことが思い通りにいかず、いらいらしている様子が目につきました。服装が乱れたり、不要なものを持ってきたりすることが多くなり、やんちゃな子どもたちと付き合っているということも耳に入ってきました。

少しやんちゃなところのあるAさんは、服装や生活態度について学校で注意されることが多く、家庭でも厳しい父親から叱られていました。Aさんは自分の居場所が見つからないといった状態でした。教室ではいらいだちを隠せないAさんですが、部活動はとても頑張っていました。Aさんの部活を担当することになったので、部活を頑張ることをすすめました。

部活のコーチを、教職を退職した方をお願いしています。子どもたちにとっては「おじいちゃん」的な立場の人です。コーチにもAさんのことを伝え、支援をお願いしました。コーチは機会を捉えてAさんに優しく話しかけたり、ときには担任が言えないような厳しい言葉でAさんを叱ったりしてくれます。Aさんは、親身になって自分のことを気にかけてくれるコーチに心を開いていきました。普段、祖父母と一緒に過ごしていることも外部コーチとの関係をよくしていたと思われま

す。部活動を頑張ることが、Aさんにとっていい意味での逃げ場になっていたと思います。夏の大会が近づくにつれ、教室でのAさんの表情からいらいらした様子が消え、生活態度にも変化が見られるようになりました。

自分の方から担任に自分の悩みを話してきたり、アドバイスを求めてきたりするなど、前向きな姿勢が見られるようになりました。「練習や試合の時、感情的にならず自分の気持ちをコントロールするように」という忠告を守ろうとしたり、丁寧な言葉で下級生にアドバイスをしたりするなど、周りへのはたらきかけもできるようになりました。部活動の充実感が自分に対する自信を育てることにつながったと思います。

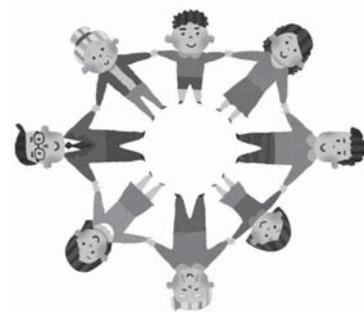
子どもの権利条約とのつながり

- ・第3条：子どもにもっともよいことを…子どもにとって、もっともよいことは何かを考えることは、その子どものおかれている環境やその子どもの心情を共感的に理解することからはじまります。
- ・第29条：教育の目的…教育は、子どものもっているよいところをのばしていくためのものです。社会的に不適応とされる行動について注意したり、制限したりすることもあります。それは子どものもっているよいところをのばすという目的のために行われることであり、ペナルティとして行うものとは区別されます。

人とのつながりを生かす：つながるチャンスを見逃さない

○事例報告を聞いて、Aさんは周りの人とのかわりにいらいだちを感じながらも、どこかでつながっていたいと思っていたことが想像できます。自分を取り戻すきっかけがほしかったのだと思います。

○何人もの不登校の子どもと付き合ってきましたが、解決に向かう子どもはどこかで「人とつながっているところがある」ように感じています。まったく人とのつながりを絶ってしまった子どもには手の打ちようがないと感じることがあります。現在の学校に赴任したとき不登校の子どもがいました。



家庭訪問しても顔を合わせることもできませんでした。週に2度ほど定期的に家庭訪問をし、母親に学校の様子を伝えたり、子どもの様子を聞いたりしましたが、一度も顔を合わせることなく、話をすることもなく卒業を迎えました。「つながり」の手がかりをつかめないまま1年間が過ぎたことに、敗北感に似たものを感じ、落ち込んでしまいました。

「君のことを考えている人がいる」というメッセージを発信し続けることが大事だと思います。言葉をかえれば、そのことしかできることがないとも言えます。

○Aさんにとって、部活の顧問が担任だったのは幸運だと思いました。巡り会いがあっても見逃してしまえばそれっきりで終わってしまいます。Aさんのことをいつも気にかけて、部活という場面をとらえて「お前が必要だ」というメッセージを送り、つながりを作っていたのは教師の力だと思います。Aさんも「自分が必要とされている」というメッセージを受け止めたというのは、そのメッセージがほしかったからだと思います。Aさんの自己肯定感を刺激したのは、つながりのきっかけを見逃さなかった感度のよさと、どのようなメッセージを送るかの判断のよさがあったからだと思います。

◎担任であり部活の顧問でもあったので、Aさんとふれあう時間も多かったことがよかったと思います。最初はいろいろなことを要求しましたが、Aさんの表情を見てるといっばいいいっばいになっているようでした。部活のコーチに「Aさんの話を聞いてくれるように」お願いしたことで、自分も一歩引いてAさんを見るゆとりができたと思います。



以前のAさんは試合結果を一人で背負い込み、自分が何とかしなくてはという思いが強く、負けるといらいらして誰も寄せ付けないようなところがありました。最近のAさんは、試合の結果に限らずチームメイトのことも受け入れることができるようになりました。

子どものもっているよいところをのばす

○子どもの権利条約の第29条「教育の目的」には「子どもは自分のもっているよいところをのばす」ことが書かれています。気になる子どもの指導ではどうしても「(気になるところを)直してやろう」と思いがちです。直すべきところを指摘することは必要ですが、「よいところを伸ばす」ことで自信をもたせ、自己肯定感の高まりを期待することも大事だと思います。認められることでAさんは変わっていったと思います。教師として子どもに向き合うとき、いろいろな指導の課題や視点がありますが、「子どものもっているよいところを伸ばす」ことを忘れてはいけなかったと思います。

○通り一遍の「ほめ言葉」が相手に届くとも思えません。お互いのぎりぎりのやりとりがないと「よかった」という言葉もそぞらしいものになってしまいます。よいところを伸ばすためには、教師も子どももそれなりの葛藤などを共有していないとお互いのメッセージを受け止めるためのスイッチは入らないと思います。

子どもの話を聞く

○中学生には、ときには服装が乱れたり、感情的になったりすることがあります。そんな子どもの様子を見て、気づいて声をかけてほしい、つながりがほしいという子どもからのメッセージだと受け止める余裕をもちたいと思います。余裕があると、話することもできるし、聞くこともできます。

○子どもたちに自分の意見を言える場、自分を表現できる場、子どもの意見に耳を傾ける教師の姿勢が大事だと思います。

○小学校高学年になると「担任とそりが合わない」ということで学級のまとまりがかけるといことがあります。多くの場合、子どもたちは「自分たちの言うことを聞いてくれない」という不満をもっています。子どもたちの言いたいことを聞く、聞く耳をもつことが大事だと思います。その上で「よしよかった」「だめなことはだめ」などの判断を示すことが必要だと思います。子どもたちはそのあたりのことをよく見えています。受け入れるところは受け入れ、だめなことはだめと言うことが、教師と子どもの関係を混乱させないことだと思います。

クラスの中心で活躍していたAさんの不登校 言い争いを繰り返す両親…、どうしていいかわからない

Aさんは6年生の男子で高校生の兄がいます。明るく活発で、児童会の役員も務めたり、授業中も積極的に発言したり、意欲的な学校生活を送っていました。運動も得意で、地域の少年野球クラブに入っていました。Aさんが6年生に進級した頃、父親が会社を辞め、母親が勤めに行くようになりました。

4月のAさんの状況は、1年生を迎える会の司会や、社会科見学の班長になるなど、特に変わった様子は認められませんでした。7月に入るとAさんの表情から明るさが消えたように感じました。様子を聞くと「両親が言い争いをしている」と話しました。家庭訪問をして家でのAさんの様子をたずねると、父親は「家の中でいろいろあったので、そのことが影響しているのだと思います。落ち着けば元気になるのでは」と話していました。

9月になると、学校を休むことが多くなったため、スクールカウンセラーとも相談して、保護者と本人を交えて話す機会をもちました。その際、母親から父親の態度を責めるような発言が何度かありました。スクールカウンセラーの判断は、「両親の間の問題がAさんに強く影響している。Aさんは学校に行きたいという気持ちをもっているが、両親の問題が解決に向かわないとAさんの登校は無理なのではないか」ということでした。

10月の修学旅行には参加できましたが、班別行動には参加せず、担任と一緒に見学をしました。その時、Aさんは「ゲームやパソコンをやって1日を過ごしている。寝るのが遅いから、学校に行く時間には起きられない。少年野球にも行っていない」と話していました。

11月以降、完全に不登校状態となりました。夕方になると近所の友だちの家を訪ねたり、友だちがAさんの家に来たりしてゲームをしたり、夜になるとゲームやメールのやりとりをしたりして過ごしています。ゲームやメールが、Aさんと友だちをつなぐ唯一のアイテムとなっています。

Aさんの中学校進学を機に両親が離婚するという話もありましたが、Aさんはこれまでと同じ家庭環境のもとで生活しています。

子どもの権利条約とのつながり

- ・第18条：子どもの養育はまず親に責任・第5条：親の指導を尊重…Aさんの場合は、両親が養育を放棄しているということではありませんが、子どもが安心して暮らすことのできる家庭環境が保障されているとは言えない状況にあります。
- ・第3条：子どもにもっともよいことを…家庭内の問題には介入しにくい面があります。子どもの様子を把握し、関係機関との連絡調整をきちんと行うことが大事だと考えます。

難しい、不登校の誘因が家庭環境にある場合の対応

- Aさんの場合は、不登校の原因というか誘因が学校での友だち関係など学校にあるのではなく、家庭にあります。親の自己肯定感の喪失、両親の不仲、プライド、世間体などが影響し、子どもの心が折れてしまったとき、親は「自分たちの責任」と考えると思うのですが、Aさんの両親はAさんに対してどのような対応をしているのでしょうか。
- ◎母親は「父親の代わりに働いている、子どものために一生懸命やっている」という意識が強いと思いますが、自分の仕事中心というようにも見えます。母親が仕事を終えて帰宅する時間も遅いですし…。Aさんのことについて「相談したい」と言っても、「仕事があるので」という返事が多く、話し合う機会を作ろうとくれません。「私は子どものために一生懸命やっています」ということだと思います。
- 子どものために一生懸命やることで、子どもがどんどんおかしくなっていくことについて、母親はどのように考えているのでしょうか。Aさんの不登校や不登校を誘発した原因に向き合わず、「子どものために働く」ことに逃げ込んでいるようにも見えますが…。



- ◎家庭の問題について踏み込むことの難しさを感じています。なかなか「もっと早く帰ってきて、Aさんとご飯を一緒に食べてください」などとストレートに言えないので、遠回しの表現になってしまいます。
- 一般的に言われる父親と母親の役割が逆転している家族だと思えますが。
- 確かにお父さんは家にいるからAさんとかかわる時間はあると思いますが、仕事を辞めたことについて、父親としてのプライドやアイデンティティなどの問題もあるように思います。仕事を辞めて家にいることに対しての家族の認知や、受け入れがないと、家族との関係もぎくしゃくしたものになってしまうと思います。育児や家事をすることが、父親の自己肯定感を高めるのではなく、逆の作用に働いているように思います。だからといって、そのしわ寄せを子どもに向けてよいことにはならないと思いますが。
- 家庭の問題というのは介入すること、介入の仕方も難しいと思います。遠回しな言い方しかできないということですが、その通りだと思います。子どもどうしの人間関係の問題やトラブル、保護者の養育放棄といったことなら具体的な介入の方法も考えられると思いますが…。
- ◎何か手を打たなくては改善しないということは考えていました。スクールカウンセラーに入ってもらったり、教育相談室に相談したりしましたが、解決には至りませんでした。母親から「離婚しようと考えている」と言われても「離婚することがAさんにとってよい選択です」などとは言えません。「環境が変わるとよくなるかもしれませんね」などと言うことが精一杯です。本当は両親のよい関係が戻ることがいちばんですけれど。

明るく活発だったころのAさんのゆとり

- 明るく活発で、児童会の役員もつとめているという、学級のエース的な役割をこなしていたAさんにどれだけの余裕があったのでしょうか。周りの期待に応えることでぎりぎりのところにいたようにも思います。頑張りすぎていたということは考えられないでしょうか。
- ◎何でもできるお兄ちゃんのようになれなくて、「塾に通うのがいやだ」と言ったことがあったという話を聞きました。「お兄ちゃんにできて自分ができないことはいやだったんでしょうか」「今から考えると、そのことも不登校の兆候だったかもしれない」と母親は言っていました。



共同研究者からひと言：Aさんの自己肯定感について

スポーツもできて、勉強もできて、クラスの中でもリーダーシップを発揮しているお子さんであれば、学校に行く楽しみや意義が見いだせていたならば、お父さんが会社を辞めたことに関係なく学校に行き続けることもできたし、中学校に進学することをきっかけにやり直すこともできるのではないかと思います。そうもいかなかった。

Aさんの頑張っていた姿や頑張る理由というのが、自分自身の中ではなく、周りがどう思うかとか、周りがほめてくれるからとか、お兄ちゃんがやるから自分もやるなど他律的な外的要因によって支えられていたとするなら、わずかな外部要因のひび割れによって短期間に崩れていくのもうなずけます。Aさんの自己肯定感の礎がどこにあったのか。お父さんがほめてくれるからなのか、光り輝いている家族の一員であることがAさんのよりどころだったのかもしれませんが。自分は学校が楽しくて友だちもいる、スポーツも好きだから自分もやっているということであれば、ここまで両親に引っ張られることはなかったと思います。

学校はめんどろ、はやく働きたい

基本的な社会のルールが身に付いていない不登校状態のAさん

Aさんは中学校2年生の男子、すでに就職している兄がいます。両親はAさんが小学校高学年のときに離婚し、兄と母親と3人で生活をしています。父親とは電話やメールをするなどの関係が続いています。1年生の3学期頃から欠席が目立ち、不登校状態になりました。2年生になって4月は登校できましたが、ゴールデンウィークのあと再び不登校状態になりました。登校できない理由を、Aさんは「めんどくさいから」と言っています。Aさんは誰とでも和やかに接することができるので、友だちとのトラブルなど人間関係が不登校の原因であるとは考えられません。

Aさんは、学校に対しては「めんどくさい」と無気力ですが、「早く就職したい」と働くことに対しては興味を示しています。母親はAさんといわゆる「フレンドリー」な関係にあり、親の意見を言うことができず、Aさんの意見をそのまま受け入れてしまうところがあります。母親は「学校に行こうよ」「勉強、楽しいよ」などの声かけはしていますが、担任が電話しても電話に出なかったり、居留守を使ったりすることもあり、子どもの養育に十分責任を果たしているとは言い難いところがあります。

Aさんは学習面や生活面の課題について「頑張ってとりくむ」ことができません。家庭訪問のときに中1の問題集を持って行きましたが、4問目で「めんどくさい」と投げ出してしまいました。就職したいという思いがAさんの中ではっきりとしている点を認め、Aさんをサポートしていきたいと考えています。

子どもたちが将来社会に適応しながら社会生活を送るには、基本的な社会生活のルールを身に付けることがどうしても必要です。学校という集団生活の場合は、それを学び身に付けていくところだと考えています。

子どもの権利条約とのつながり

- ・第18条：子どもの養育はまず親に責任…子どもを育てる責任はまずその父母に認められています。これは子育ての責任を父母に押しつけるということではなく、国や第3者が「どのような子どもを育てるか」ということに無闇に介入することを排除した条文だと解釈すべきです。国はその手助けをすることが求められています。

Aさんの「めんどくさい」について：社会生活を送る上で身に付けなくてはならないこと

- 社会で生活する上では、ルールを守る必要があるという考えには共感します。ルールを守って自分も集団(社会)の一員として参加することによって、社会からの認知が得られます。自分が大事にされていることも実感できます。「学校はめんどくさい」と言いながら「早く働きたい」と言う、Aさんの働くことの動機は何でしょう。
- ◎「お兄ちゃんが働いているから」という以外に「やりがいがありそうだ」と言っています。学校の勉強より、お金をかせいだりすることにあこがれているのだと思います。
- Aさんは学校に行かないときは家でどんなことをしているのでしょうか？
- ◎家ではゲームをやっています。LINEもあるようですがそこに依存しているわけではないようです。ご飯を作ったり、洗濯をしたり、生活の面では「自立」していると母親は言っていました。
- 学校生活では時間を守らなくてはならないし、服装もきちんとしてなくてはならない。そういうことから「めんどくさい」と逃げているように見えます。
- その程度のこと「めんどくさい」というのでは、とても働くことなどできないと思います。社会生活のルールやそれを守って働くことははるかに「めんどくさい」ことです。
- ◎この間、そのことについてAさんと話をしました。「わかった」と言っていました。卒業して生活をきちんとすることができるか、Aさんの「わかった」を信じたいけれど、大きな不安があります。
- ◎三者面談のとき、父親や兄もきてくれました。そのときAさんに「両親が離婚して、どうだったのか」ということも聞きました。本人はそれほど気にしていないようでした。両親も自分たちが離婚したこと

がどのような影響を与えたかということをおもひ考へたことがないような印象でした。

Aさんが「はやく働きたい」と言っていることについて

○働くとはどういうことなのか、今のような生活を続けていたのでは就職しても続かないことをAさんに理解させるにはどうしたらいいのでしょうか。中学卒業で就職できる仕事は非常に限られています。シビアな仕事が多いことを本人がどのように考へているのか、保護者はどのように考へているのか心配です。中学生なので、就職の紹介までは学校ですることができますが、それ以後は自分でしなくてはなりません。中卒の子どもの就職を手厚くめんどろを見てくれるところは、そうたくさんはありません。そのとき、家族に支える力がないと、Aさんがやる気を喪失してしまうことも想像できます。

◎仕事を探してみるとほとんどないのが現実です。Aさんは「仕事がない」ということを考へていないと思います。Aさんの兄がうまく就職できたことを見ているので、Aさんも就職を安易に考へているように思ひます。一緒に探しながら「ないね」ということに気づかせていく必要があると感じています。働きたいという気持ちを尊重しながら、彼に現実を見せていくことが必要だと思ひます。学校できちんと勉強することが近道だということをお伝えしていきたいと思ひます。



Aさんは非常に人当たりがよく、ちょっとしたことへの気遣ひもできますが、ルーズなところがあります。都合が悪くなると学区内にある父親の家、また都合が悪くなると学区外の母親の家と、寄りつく家を替へて都合よく生活をしています。そこにもAさん自身が生活を変えようという気持ちにならない理由があるように思ひます。

○仕事は何でもよいというわけにはいきません。多少なりとも適正ということがあって、自分でもそれを感じないと続けられません。兄から仕事の大変さなどについて話してもらうことも効果があるかもしれません。お金をかせぐことの大変さを話してもらいたいと思ひます。

○兄がキーパーソンだと思ひます。就職することを安易に考へないことや仕事の厳しさ、我慢して続けなくてはならないことなどをAさんに話してあげられるのは兄だと思ひます。



共同研究者からひと言

両親が離婚し片親であることが、自己肯定感の低下に結びついたり、自己肯定感が低く、無気力になったりすることではないと思ひます。両親の離婚と別居を経験する中で、無気力に至る何らかのエピソードがあったのだらうと思ひます。家庭環境は取り立ててシビアな環境だというわけではないように思ひます。

自己肯定感というのは山にこもって一人でいるときにふつふつとわき出るものではなく、人とかかわる中で、他者から言われることで初めて確認できることでもあります。Aさんには、自己肯定感を感じられるような周りからのフィードバックが少なかったのだと思ひます。家事を引き受けていても、母親からの「ありがとう」「助かるよ」といったフィードバックが少ないのかもしれない。

母子家庭の場合、母親の勤労時間が長くなります。母親が働いていて普段一緒にいることが難しくても、土曜日や日曜日にちょっとした時間でいいから一緒に過ごすことができれば、ほかの子どもと同じような社会経験ができるのではないかと思ひます。就職している兄を羨ましく思ふことはすばらしいことだと思ひます。働くことはいやだ、ニートになりたいと考へる子どもも結構いますから。「働きたい」というのはすばらしいと思ひますが、本当にわかって言っているのかどうか心配です。

本当は、お母さんともお父さんともつながりたい：自分の考えていることを聞いてほしい

「お母さんには話さないで」 複雑な家庭環境により精神的に不安定なAさん

Aさんは小学校6年生の女子。母親はAさんを連れて再婚しました。再婚相手にもAさんより2歳上の姉がいます。義理の姉とAさんの関係はあまりよいとは言えず、姉を少し「馬鹿にするような態度」をとることがあります。再婚後に妹が生まれています。現在も、Aさんは実の父親と頻繁に会っています。Aさんは義理の父親より実の父親に親しみを感じているようです。実の父親と会った翌日は、その反動なのか塞ぎがちなことがあります。同居している（義理の）父親に対して心を開いていないことが気になります。

Aさんにはわがままな面もあります。そのため、友人関係や教員との関係もこじれてしまうことがあり、弱い立場にあるクラスの友だちを巻き込んだりすることもあります。それをよく思わないクラスの女子たちから敬遠されているようなところが見られます。Aさんは、調子のよいときは授業への参加も積極的ですし、委員会活動でも委員長をやるなど活躍していますが、調子が落ち込むと一日中涙を流したり、授業中もずっと下を向いていたりします。4年生のときの担任とは現在でもとてもよい関係にあるので、その先生からAさんの悩みなどを聞いてもらうことがあります。

Aさんのことで気になることの一つに、家庭訪問の前に真剣な表情で「お母さんに私のことを何も言わないで」と何度も言ったことです。家庭訪問をしているときも、近くにいる担任と母親との話に耳をそばだてて、担任が母親にどのようなことを話すか気にしていました。夏に面談があるのですが、家庭訪問が終わるとすぐに「夏の面談でも何も言わないで」と言ってきました。

子どもの権利条約とのつながり

- ・第9条：親と引き離されない権利…子どもの権利条約には「親と引き離されない権利」について、「児童が父母の意志に反してその父母から分離されないこと」と記されています。両親の離婚というのは子どもにとってはつらいことですが、「親と引き離されない権利が侵害されている」こととはちがいます。第9条には、「(国は)父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも直接の接触を維持する権利を尊重する」ことも記されています。
- ・第12条：意見を表す権利…子どもの意見表明の権利を認めるということは、子どもの側からすると「自分の言うことをよく聞いてもらえる」ことだと考えます。子どもにいくら自由に意見を言う機会を与えたとしても、(大人が)それをきちんと聞かなければ何も意味をもちません。

家庭内の人間関係のメンテナンスとAさんのストレス

◎Aさんの両親の再婚は、Aさんが4歳か5歳の頃だと思います。Aさんには実の父親と生活した記憶があるとします。

○女子の場合、思春期に近い段階では「お父さん」というより「新しい男性が入ってくる」という印象が強く、甘えることもできないし、食事や着替えなども遠慮してしまうようなことがあります。Aさんの場合はかなり小さい頃の出来事ですが、お父さんにどう接していいかわからないといったことはあるように思います。甘えたり、抱っこしてもらったりした幼児経験が共有されていない場合、新しく家庭は作ってはいるけれど、家族のそれぞれのつながりの糸が細いことがあります。細い糸を、それぞれがメンテナンスする必要があります。

新しいお父さんに文句を言いたいことがあっても、お父さんに文句を言うことはそのお父さんを選んだお母さん、つまり自分の親を批判することになるので、言いづらいということもあります。Aさんは親子の関係を維持するためにネガティブな気持ちを表さないほうが良いという判断をしているのかもしれませんが。

◎家で我慢しているものを学校で出しているAさんが精神的に不安定な子どもに見えたのだと思います。家庭訪問のときに「お母さんに私のことを何も言わないで」としきりに言っていたこともそれと関係し

ているように思います。

- 学校で心配事があることが母親に知れてしまうと、母親がそれを心配してしまうからそれを気遣っているのだと思います。離婚した親というのは、自分が原因で子どもが不安定になることを心配しています。Aさんはそのことを感じとって母親が心配しないように気を遣っているのでしょう。報告を聞いて、家族の繋がりを維持するためにAさんは頑張っていると思いました。文句を言ったり、不満を言ったりする「はけ口」がAさんにとって必要なことだと思います。

不満やストレスのはけ口と学級内の人間関係

- ◎文句を言ったり、不満のはけ口を求めたりすることは、相手が教師の場合だったらいいのですが、それが学級の子どもに向くと、向けられた学級の子どもたちがうまく対応できなくて、気の弱い子どもたちが引きずられてしまうということがあります。



- 友だちどうしのかかわりの中で出てくるAさんのストレスはどんなものですか。
- ◎委員会の委員長をやっていますが、何でも自分が一人で引き受けてしまい、周りの子どもに何もやさせない状況を作っておきながら、自分が行きづまってしまうと「みんなは何もやってくれない」という不満に変わってしまうことがあります。1対1では相手に自分の不満を聞いてもらうという関係が何とか作れるのですが、グループになるとうまく伝えられないということがあります。集団での人間関係作りが苦手だと感じています。

担任として、Aさんの話を聞くこと（受け入れるところ）と指導すべきところのバランスをどのように取っていったらよいのかということに悩んでいます。すべてを受け入れると「わがまま」を許すことになってしまい、周りの子どもの反発につながってしまいますし、指導を強くしすぎて担任に対して心を閉ざすようになることも心配です。

両親とAさん、Aさんと学級の友だちの調整役として：担任の役割

- 家庭のことにはなかなか立ち入れないところがあります。子どもの権利条約の第18条には「子どもの養育は親にその責任がある」と書かれていますが、教師は側面からのサポートになります。
- 親が保護者としての責任を曖昧にしていることがよくあります。子どもの養育や指導について対応しきれず、子どもが反社会的な行動に走ってしまうような例もありますが、Aさんの場合は、いろいろ問題は抱えながらも、保護者が保護者としての責任を果たそうとしていることが解決への手がかりになると思います。
- Aさんが家庭的な問題を抱えながらも友だちや学校とつながる。その仲立ちとしての担任の果たす役割は大きいと思いました。Aさんが「私のことをお母さんに言わないで」と言ったとき、母親に伝えなくてはならないことだからという判断で母親に伝えてしまったら、担任とAさんとの信頼関係は崩れてしまうように思います。母親に伝える方法はいろいろあると思います。Aさんに伝える必要を理解させた上で伝えるとか…。そのあたりの子どもとの信頼関係を教師が大事にしていくことが必要だと思いました。Aさんがたびたび「お母さんには言わないで」と言っていることは、母親には絶対に伝えてほしくないということだけではないように思います。
- Aさんと担任との関係で一番気になったことはその点です。Aさんが、家庭訪問が終わった直後に夏の保護者面談のことを気にしているというのは、ちょっと過剰な反応だと思います。Aさんが「母親に言ってほしくない」と考える理由はどこにあるのでしょうか。
- ◎「どうして言ってほしくないのか」というより「何を言ってほしくないのか」について話しました。Aさんは気持ちの状態によって給食を全く食べなくなることがあります。給食を食べられないことや友だちどうしのトラブルなどについて「言ってほしくない」と答えていました。「どうして…」ということについては聞いていません。
- 「頑張っている」とか「新しい友だちができた」など、よいことだったら言ってほしいという気持ちがあると思います。

◎自主学习ノートを毎日出すことを課題にしていますが、担任からよい評価をもらいたくて頑張っています。そのノートについて頑張っている様子を「学級だよりに載せてみんなに知らせてよ」と言います。認めてほしいという強い願いをもっているように思います。



共同研究者からひと言：「お母さんには言わないで」について

Aさんは「お母さんには言わないで」と何度も言っています。それほど家庭に伝えることを拒まなければならない内容でもないと思いますが、Aさんにとってそこまでして「守りたい」という家庭の関係性があるということなのでしょう。Aさんの家庭環境を聞いた範囲ではそれほど家族の人間関係の脆弱さは感じなかったのですが、Aさんは脆弱さを感じているのかもしれない。

一般的に（学校での悪いことが）家庭に伝えられることを恐れるという子どもは、家でひどく叱られてしまうとか、罰がまっているとか、お母さんに知られるとお父さんに伝わってお父さんから叱られるといった背景がある場合が多いのですが…。親がこわいというだけではなく、家族の関係を維持することに気を遣っていると想像します。守りたい家族があって自分が（家族関係の）調整役に回っているということも考えられます。Aさんの「家族を守りたい」という気持ちには関与したいと思いますが、そこまでして「守りたい」という気持ちは何なのか、聞いてあげたいと思います。



Aさんのその後

義理の父親との関係は4月の頃に比べ、だいぶ改善されました。

Aさんが訴えていた「親に自分のことは話さないで」ということですが、保護者の方から「うちの子は友だち関係で困っていませんか」という相談が保護者面談でありました。Aさんとの約束があったため具体的なことは控えましたが、「悩みを抱え精神的に不安定になることが多い」とことや「自分の話を聞いてほしい」という欲求が強いことを伝えました。また、ふざけたりして明るく振る舞っている様子なども伝え、「家庭と学校で見守っていきましょう」ということを伝えました。

意見を聞いてもらう権利：意見を表す権利

◎Aさんは保護者面談の前にも「（親には）何も言わないで」と繰り返していましたが、母親から「Aは何か悩んでいますか？」と話を切り出してくれたので、Aさんが悩みを抱えているということを保護者に伝えることができました。面談の次の日、Aさんに「お母さんも心配していたよ」と話すと、うれしかったようでした。「何も言わないで」という言葉の裏には「気づいてほしい、聞いてほしい」という気持ちもあったように思います。



- 「言わないで」と言いながら、「伝えてほしい」「聞いてほしい」というAさんの気持ちが大事にされていたと思いました。子どもの言葉を粗末に扱わない、子どもの気持ちをくみとろうとしていることがよく分かります。子どもの意見表明を大事にするということは、子どもの言うことをしっかりと聞くということで、丸ごと受け入れるということとはちがうということを改めて感じました。
- 養護教員部の全国研究会の場で「子どもの意見表明権」が話題になりました。講師の方から、「意見表明権」というと、子どもの主張を受け入れることと解釈されがちですが、“意見を聞いてもらえる権利”と解釈していいのではないかとおっしゃっていました。Aさんの「話を聞いてもらう権利」がちゃんと保障されたことによって、Aさんの心が開いていったと思います。

子どもにとって もっともよいこととは？ 特別支援学級への入級をすすめているAさん

Aさんは小学校6年生の男子。母親と母方の祖父母と同居しています。2年生のときから就学支援の対象となり特別支援学級への入級をすすめられています。自分の身の回りのことは不自由なくできますが、学習については一斉指導についていけません。臨床心理士の方からも特別支援学級への入級がすすめられました。

特別支援学級への入級については、保護者、特に祖父母の反対が強く実現していません。古くから地域に根ざした暮らしをしている家庭ですので周りの目を気にしたり、特別支援学級への入級がAさんの将来に不利となるのではないかと考えているようです。5年生の3学期に母親は入級を承諾し、6年生からの入級が決まりかけたときに祖母がストップをかけたことがありました。

学習への参加状況は、かけ算の学習も不十分なところがあります。足し算引き算も手を使いながらやります。板書を写すにも時間がかかり、Aさんにとってはかなり努力が必要です。Aさんにできる課題を用意していますが、1対1で対応しないと何をしてもよいかわからなくなるので、個別の指導であればできる課題であってもとりくめないまま終わってしまうことがあります。

Aさんは性格が温厚なので友だちとの間でトラブルを起こすことはありませんが、同年代の友だちとどうかかわっていいかわからないので、自分を受け入れてくれる大人とかかわろうとします。休み時間など、事務室や「言葉の教室」担当の先生のところに行き、話をしていることが多く見られます。

夏の保護者面談のときに担任に特別支援コーディネーターと校長を交えて話し、入級をすすめることになっています。

子どもの権利条約とのつながり

- ・第3条：子どもにもっともよいことを・第12条：意見を表す権利…すべての人が「子どもにもっとよいことを」と考えていますが、考える人の立場や考える視点によって「よいこと」の判断がちがうこともよくあることです。子どもにとってよいことを判断し実行することは大人の責任ですが、判断や実行にあたって、当事者である子どもの意見を聞くことも大事なことだと思います。子どもの意見を無視した「子どもにもっともよいこと」は、あり得ないことだと思います。
- ・第23条：障がいのある子ども・第3条：差別の禁止…子どもの権利条約は障がいのある子どもについて「その個性や誇りを傷つけないこと」「(国は)自立を促進し、社会への積極的な参加を容易にする条件を整備すること」を記しています。また、心や体に障がいがあることで差別されることなく、子どもの権利条約に定める権利を尊重し、確保することも記されています。

特別支援教育についての考え方：特殊教育・特別支援教育・インクルーシブ教育

○Aさんが中学校にこのまま進学した場合は、いわゆる「お客さん」になってしまうことは確実だと思います。ただすわって一日過ごすことが予想されます。それがAさんにとって、もっともよいことではないと思います。

○子どもにとってどのような環境を保障することがよいのかということより、世間体などで子どもの就学を判断することはよくあります。インクルーシブ教育が言われています。進学や就学についての選択肢は保護者の中にもいろいろなイメージがあると思います。保護者が明確な理由のもとに通常の学級での就学を続けさせたいと考えているなら、それも一つの判断だと思います。そうではなく「世間体」を気にするあまり、Aさんの将来についての考えに至らないとしたらどうでしょうか。

○一昨年担任していた子どもがAさんと同じような立場にいました。母子家庭でしたが母親が特別支援学級への入級について頑なに拒んでいました。母親と話をしていくと、特別支援学級に就学することによって「世間のラベリングが行われ、



子どもの将来が閉ざされるのではないかと心配していることがわかりました。母親とは「小学校の間は友だちと一緒に遊んだりすることができるので楽しく生活ができます。しかし、大人になったときのことを考えるとどうでしょうか」という問題提起をして話し合いました。話し合いを重ね、母親も納得して6年生から特別支援学級に就学しました。5年生のときにはほとんどノートをとることができなかつたけれど、特別支援学級で個別指導を受けることによってノートがとれるようになりました。保護者も子どもの変容について前向きに受け止めてくれています。今現在のことだけでなく、その先のことについて話し合い理解を深めることが大事だと思いました。

○自分の子どもの頃の記憶にあるのは、「特殊学級」という言葉です。廊下の隅の方にあつたように思います。校舎の端の方に隔離されているといった印象をもっていました。

子どもを「特殊学級」に入級させた保護者の話を聞く機会がありました。当時の気持ちを「(通常の学級に)受け入れられなかったので仕方なく入級させました。追いやられたような気持ちになりました」と話していました。

保護者が特別支援学級への入級を躊躇するのは、自分の子どもが「みんなと一緒に」という枠から出されてしまう。一度特別支援教育を選んでしまうともう二度とみんなと一緒にの道に戻ることができないといった疎外感や不安を感じるように思います。採光のよい教室の位置やすてきな掲示物だとか、楽しそうに授業を受けている様子を保護者に見てもらうことも大事なことだと思います。同じような特徴をもった子どもたちが楽しく学習を進めていたり、丁寧な指導が行われていたりすることを見ると、保護者の考え方も変わっていくように思います。

○たくさん子どもたちが自然にかかわりをもてる場所に特別支援学級がおかれることは大事なことだと思います。場所が校舎の端から移ることによってずいぶん雰囲気が変わります。今ではそのような対応をしている学校が多いと思います。

子どもの意見を聞く

◎休み時間になると教室から出て行って事務室に行ったり、通級教室に行ったりしているAさんの様子を見てみると、現在の学級では居場所が見つけないのかなと思うことがあります。自分の居場所を探しているのだと思います。



○友だちと興味関心の対象がちがってきて休み時間などの会話の成立が難しくなってきたり、学習にもついていけなくなったりすると、教室の中で黙ってすわっていることもつらいことです。クラスの中での居心地の悪さを感じ、居場所を求めて事務室に行ったり通級教室に行ったりしているのではないのでしょうか。Aさんが安心して学ぶ場所を得ることは彼の権利です。そのことを保護者に伝えることも大事だと思います。

○「子どもの権利条約」の第3条に「子どもにもっともよいことを」とあります。Aさんの事例では、最もよいことをどのように考えるか、祖父母がどのように理解するかということが問題になっていたと思います。自分も就学支援にかかわった経験がありますが、周りの大人が「もっともよいことを」について考えることはしましたが、当事者の子どもの考えを聞くことがなかったことを反省しています。当事者の子どもは「もっともよいことについて判断できない」、判断するのは大人の役目だと思っていました。本人に特別支援学級のことを説明した上で、入級することについての悩みや不安をちゃんと聞いていくことが大事だったと思います。



Aさんのその後

7月の保護者面談では、診断テスト(QU)の結果や、「学校は好きか?」というアンケートの問いに対して最低評価の「1」を付けていた(学級に対して不安を感じながら生活している)こと、一斉学習についていくことが難しいことなどを伝えました。また、中学校やその先の高校への進学のことや、特別支援学級からの就職時のメリット・デメリットなどについても伝えました。

保護者からは特別支援学級に入級するという返事がありました。祖父母も同意していることを聞きました。

インクルーシブ教育について

子どもの権利条約推進委員会での所員どうしの議論から

- インクルーシブ教育の考え方には共感します。どの子どもも同じ教室という空間で、一人一人にもっともよい教育が提供されることはすばらしいと思います。
インクルーシブ教育を推進しようとする人たちは、現在静岡県で行われている特別支援教育は「特別な場所を作り、障がいのある子どもを分離する教育だ」と批判します。どの子どもも同じ教室で学ぶに越したことはありません。だからといって、ただちに特別支援教室を廃止するという考えには賛成しかねます。教室にすべての子どもを受け入れることができる環境が整っていないからです。障がいのある子どもには個別の支援が必要です。通常の学級で教育を行うとなれば、なおさら支援が必要になります。そのための教員や支援員の配置や教室環境の整備などが不十分だからです。
- 障がいのある子どもも、そうでない子どもも同じ教室でそれぞれに応じた学びができるようになれば、就学支援についての保護者の悩みも解消されます。子どもたちもそれを望むにちがひありません。しかし、人も財源も確保できていない現状では、当面、「特別支援教育を充実させる」ということはやむを得ない選択だと思います。「何もしなくてもよいから、通常の学級に籍をおく。通常の学級にいることに意味がある」という主張には賛成できません。
- カリキュラムの問題もあります。個別化したカリキュラムを実行するには授業方法（授業形態）の見直しも必要です。仮に、対象者が数名いた場合には、そこに対応する指導者と支援員を同じ数だけ配置する必要があります。特別支援学級に集めてしまえば効率的に対応できるわけです。現状ではそうせざるを得ない側面もあるように思います。「せざるを得ない」と思っているわけで、「これでよい」と思っているわけではありません。理想の姿としてのインクルーシブ教育を考えることは必要だと思います。
- 分離すべきだとは思っていませんが、現状では「特別支援学級」の方が、個に対応した教育ができると思います。理想ではないことはわかっているのですが…、当事者の子どもはもちろん、保護者も教員も苦渋の選択をしていると思います。
- 障がいのある子どもと交流することは、障がいのある子ども、そうでない子ども双方に教育的な効果があることは実践報告の中でも述べられました。障がいのある子どもも一緒に教室で学ぶことができたらすばらしいと思います。
- フィンランドのインクルーシブ教育を視察した人の話を聞く機会がありました。フィンランドではインクルーシブ教育が広く行きわたっているとされます。フィンランドは人口も少ないし、「すべての人が社会との接点をもたないと人が足りない、一人一人が社会にとって大事な存在だ」という考えが定着しているのだそうです。その人の能力に応じた仕事をする、その仕事ができるための教育を行う、社会的な自立を目指すということだと思います。全員が大学教授になる必要はない、製品の袋詰めをすることも社会とつながって生きることだ、という考え方が認められる社会をつくっていくことだという話でした。

通常の学級との交流：交流を可能にする条件 特別支援教育とインクルーシブ教育

本校には特別支援学級が2学級あります。現在、情緒障がいのある児童2名の特別支援学級を担任しています。休み時間になると大勢の子どもたちが特別支援学級を訪れ、2人により刺激を与えてくれています。

2人は、多くの友だちとのかかわりの中で新しい遊びを発見し、言葉を介しての表現や理解の力を身に付けています。通常の学級の子どもたちにとっても、障がいのある友だちの理解や、かかわり方を学ぶ機会となっています。

2人は、交流教育として通常の学級の音楽と体育の授業に参加しています。体育の時間の始まる前に通常の学級のCさんから「準備運動のとき2人が途中で止まらないように一緒に走って、励ましたり、背中を押したりしてもいい？」と聞かれました。準備運動の意味もあるランニングですから、気持ちはありがたく受け取り「自分のためのウォーミングアップはきちんとやる方がいいよ」と話しました。その後も同じような申し出がありました。そのたびに断りました。

担任に代わって私が体育の授業をしたときのことです。最初のランニングが始まると、いつも先頭を走るCさんが、特別支援学級の子どもたちと一緒に走っていました。Cさんは、体育の授業以外にも、しばしば友だちと特別支援学級を訪れ、2人と交流しています。

このようなつながりは子どもたち一人一人のもっている心根の優しさといったこともあると思いますが、「いつもありがとう」などの声かけを継続したことも関係していると思います。

子どもの権利条約とのつながり

- ・第2条：差別の禁止…子どもは国のちがひ、男女のちがひ、どのような意見をもっているか、心や体に障がいがあるかないか、などによって差別されないことが記されています。差別がない人間関係や学級・学校をつくらなくてはなりません。
- ・第6条：生きる権利・育つ権利…すべての子どもが生きる権利をもっていることが記されています。子どもにとって、学校で学ぶということは生きることの一部であり、育つことそのものです。
- ・第28条：教育を受ける権利・第23条：障がいのある子ども…すべての子どもが教育を受ける権利を有し、国はそれを保障することが記されています。第23条には、障がいを有する子どもには特定の養護についての権利をもっていること、国はその養護に対し責任をもつことが記されています。

継続した交流によって相手の理解が深まる

- 報告にあった子どもたちのつながり方の温かさはどこからきているのでしょうか。地域の特性などがあるのでしょうか。
- ◎夏休みなどに地域全体で子どもたちの体験活動が行われますが、そのとき、学区外から通学している特別支援学級の子どもにも誘いがあります。保護者どうしが連絡し合って(特別支援学級の子どもたちに)声をかけるとりくみが継続されています。幼稚園の頃から続けていると聞きました。
- 地域で長い間行われてきたそのようなとりくみが、子どもたちどうしのつながりを自然なものにしているのだと思います。地域での積み上げと学校の姿勢とがうまく重なって温かい雰囲気の中かで子どもたちのつながりができていることはすばらしいと思いました。
- ◎差別意識の少ない地域性をもっているということは言えるかもしれません。
- 自分の学校も特別支援学級は、知的障がいと情緒障がいと2学級あります。特別支援学級の子どもたちとは外国語の授業を1年生のときから継続して実施しています。子どもたちが当たり前のように障がいのある子どもを助けたり交流したりしています。継続して行ってきたことが、子どもたちのごく自然な振る舞いになっているように思います。これは子どもだけでなく保護者の意識についても言えることだと思います。リレー会なども特別支援学級の子どもも参加しますが、それによって勝ち負けが左右され

ることなどに誰一人不満や文句を言うことはありません。つながることやコミュニケーションは「めんどくさい」「煩わしい」ことですが、つながりの中でこそ子どもたちは育っていきます。

相手のことを理解すること：相手を受け入れる・認め合う

- ◎人とつながりをもつことが上手な子どもは、相手を差別したり、特別視したりすることがないように思います。
- 私の在籍校では、交流学級の子どもが特別支援学級の子どもと一緒にやることをいやがったことがありました。特別支援学級の子どもが入ると、学級どうしの勝負が不利になると考えたのだと思います。実践報告を聞いてすばらしいと思いました。
- 規模のちがう学校での経験を比べてみると、規模の小さな学校の方がお互いによく知り合っているためか、人とのつながりがあたたかかったように思います。保護者も顔を知っている子どもたちに対する気持ちと、顔も名前も知らない子どもたちに対する気持ちとはちがひがあります。子どもたちのつながりを育てるとき、保護者のつながりや地域とのつながりが大きく影響しているように思います。
- 聴覚特別支援学校と合同で運動会を行っています。6年間同じ競技を実施しています。団体競技や組み体操にも参加し、勝負にもこだわっています。子どもたちには、障がいのある友だちがいることを条件に、どのようにしたら勝てるのかを考えさせるようにしています。勝負には勝ちたいという気持ちを認め、その上でどうしたらいいかを考えることによって、子どもたちの気持ちに沿った交流になると考えています。「相手を気遣って交流する」といった作為がなく、わざわざしさがいい交流ができるようになりました。聴覚障がいのある子どもたちは補聴器を付けている以外、同じように生活していますが、雨が降ってくると補聴器を濡らさないようにしなくてはなりません。雨が降ってくると、子どもたちは「雨が降ってきたよ。ちょっとマイク（補聴器）を止めた方がいいんじゃない」と言います。交流を続けることによって自然に接することができるようになります。



一緒にやる：相手のことを理解して参加することでつながり合える：インクルーシブな環境

- インクルーシブの考えに立つと、隔離されている、周りから見えないということが問題になると思います。障がいのある友だちのことを周りの友だちが知ることから出発すると思います。具体的な方法が、お互いの交流だと思います。地域の活動にも参加して、地域にも知ってもらうことが大切だと思います。リレーも実施しています。ハンディをどのくらい付けるか真剣に話し合ってルールを決めています。排除のための基準ではなく、参加し合うためのルールをどのように作ったらいいかということ子どもたちが真剣に考えます。納得した上での勝負ですから文句は出ません。
- 相手の障がいを知ることによって、相手にどのように接したらいいかが分かります。できることは一緒にやり、障がいをもっているから「必要なこと」については別の場所で個別の指導をする。何でも一緒に場所と同じカリキュラムで学ばないとインクルーシブ教育ではないという考えはいかがなものでしょうか。お互いのちがいをわかり合いながらかわりを広げていくことが必要だと思います。



共同研究者からひと言：障がいのある友だちへのまなざし

保護者がハンディのある友だちをどのようなまなざしで見ているかということが、子どもたちの友だちへのまなざしに大きな影響を与えているように思います。障がいのある子どもの保護者が「障がいのある子どもへの（周りの）保護者のまなざし」について話すのを聞いたことがあります。かつて特別支援学級が校舎の隅の方におかれ、障がいのある子どもがひっそりと教育を受けていました。周りも障がいのある子どものことを理解することに消極的であったし、障がいを理解してもらうことに積極的になれませんでした。

自分たちの近くに特別支援学級の教室があって、自分たちとは少しちがう勉強をしていると、「知りたい」と思う気持ちになります。つながりやすい環境というのは「何しているんだろう」「誰がいるんだろう」といったことも大事なことだと思います。

自己肯定感を育てる：ほめ言葉のシャワー お互いに声に出してほめ合うことにより自己肯定感を高める

4年生は1学級増え、学級の人数が減りました。友だちとのふれあいの密度が増し、お互いがかかわり合いをもつ機会も増えました。お互いの様子がよくわかるため、友だちどうしのトラブルは減りましたが、「〇〇さんは、こういう子」といった固定観念ができてつあります。

学級の子どもたちの中には、自分のいいところを答えられない子どもが数多くいます。帰りの会で「友だちの良さを見つけお互い認め合う」ことを続けていますが、発言する子どもや発言の内容がかたよったものになっています。子どもたちの自己肯定感を高め、一人一人が心地よく過ごせるような学級にしたいと願っています。そのための実践として何ができるのかを考えました。

菊池省三さんの『ほめ言葉のシャワー』（日本標準）を参考に、①～③を目標として「声に出してお互いにほめ合う」ことにとりくみました。

①クラスの一人一人がお互いに認め合い、誰もが居心地のよい雰囲気をつくる

②クラス全員から自分のよさを伝えてもらうことを通して、各自の自己肯定感を高め、自分のよさに気づき、自信をもつ

③担任として改めて子どもたちを見つめ、一人一人のよさを声に出して伝える

当初は、教師が主導して行っていましたが、次第に「今日は〇〇さんの日」「もう言うことは考えてある」などの声が聞かれるようになりました。ほめられる子どもも少々照れくさそうにしながらうれしそう様子が見て取れました。

ほめられるということは、どの子どもにとってもプラスの影響を与えるものだと思います。友だちから声に出してほめてもらったことは心に残ったようです。1年のふり返りを書いたときには、全員がずらずらと自分のよさについて書くことができました。

子どもの権利条約とのつながり

- ・第29条：教育の目的…教育の目的について「子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばすこと」「自分も他の人も同じように大切にされること」を挙げています。相手のよいところをお互いに認め合うことは、自分も他の人も大切にすることと密接な関係にあります。

ほめ言葉のシャワー

- ◎4年生になり、人間関係の小さなトラブルが目立つようになりました。お互いに相手を認め合うことで、友だちから“大事にされている”を感じ合えるようにしたいと思いました。「ほめ言葉のシャワー」は、相手のよいところについて「このようなことをしたので、一生懸命やる人だと思いました」などと具体的な行動をあげて話します。一人についてクラス全員が順番に話します。そして、最後にほめ言葉のシャワーを浴びた子どもが「(ほめ言葉を)聞いてこんなことを思いました。ありがとう」と話して終わりになります。
- 具体的なことについて話すというところに工夫があると思いました。子どもは簡単に「楽しい」「おもしろい」「よかった」など、漠然とした感想を話しがちです。具体的なことは相手のことをよく見ていないと言えません。
- ◎ほめることを自分の中にストックしておくためのカードを一人一人が持っています。よいところを見つけたら、すぐにメモをするようにしています。お互いに相手を見る目を育てたいと思います。具体的なことを話すことで相手を見る目が育つと考えています。
- 支部教研の時に養護教員部会に出ました。そのときに「秘密の友だち」という実践を紹介した方がいました。「秘密の友だち」というのは、くじでよいところを見つける相手を決めます。そして、その子ど



ものよいところを書いたものを封筒に入れて担任に提出します。担任はその子どもに封筒を渡します。渡された子どもは誰が書いたものかわかりません。担任から封筒を渡された子どもは、自分のよいところが書かれたものを読みます。そして誰が書いてくれたのか想像して当てるといったゲームのようなものです。4年生と5年生で早速やってみました。その手紙を読んだとき、教室がほんわかとした雰囲気になりました。自分のことをほめられるのはうれしいことです。手紙をもらって本当にうれしそうでした。報告された実践と通じ合うものを感じました。

- 帰りの会で「よいところ見つけ」などのとりくみはやられていると思いますが、見つけられる人も、見つける人もかたよってしまうことがあります。全員が参加して「ほめる」ということが新鮮に感じます。普段あまりかわりがないと思っていた人から「ほめる」メッセージが届くということが新しい人間関係をつくっていくように思いました。
- ◎「ほめ言葉のシャワー」を浴びた子どもたちからは、「自分では思っていなかったことをほめられてうれしかった」「気がついてくれてありがとう」などの言葉が返ってきました



共同研究者からひと言：相手のことをよく見ることで、固定されたイメージを変える

これまでも何度か話題になったことですが、人間関係の流動性が少ないところや、子どもの数が少なくてクラス替えができない、クラス替えをしてもお互いがよく知っているなど、メンバーが固定しているところでは、学年が変わったことを機に頑張ってみようと思っても、周りの人がもっているイメージが変わらないことがあります。「いつもあの子は〇〇だから」「あの子はいつも〇〇する」などとイメージが固定されています。

すでにできてしまっているイメージを変えるために、あえてほめ合う、言葉をかけ合う場をつくることを徹底してやることはとても大事なことだと思います。私たちは相手のよいところを言葉に出すことが苦手ですし、思っても感謝の言葉を口に出して相手に伝えたり、よいと思ったことを相手に直接「いいね」と言ったりすることに慣れていないところがあります。場が設定されて「言いましょ」と言われると口に出すことができます。子どもたちだけでなく大人にも言えるように思います。

発達障がいのある子どもたちに、レゴブロックなどで作った作品を「ほめ合う」ことをしたことがあります。作品を作った子どもが前に出て「これどうですか」と言うと、それを見た子どもたちから「窓のデザインがいいと思う」「緑のブロックが使ってあってきれい」などの「ほめ言葉」がかけられました。何かほめる対象があると子どもたちもほめやすいと思います。逆に、対象を決めないことによって子どもたちは思いがけないところに着目してほめるということもあります。

報告された実践例では、ほめられた子どもが、自分をほめる言葉を聞いてどう思ったかを話しています。これもお互いの自己肯定感を高めるうえでとてもよいことだと思います。普段はほめられたことに率直に「ありがとう」と答えたり、ほめられたことに対する感想を言ったりしません。「いえ、そんなことないです」「たいしたことはありません」などと謙遜してしまいますから。

ほめられたことに「ありがとう」と言えることは素敵なことだと思います。

「意見を表す権利」ってわたしたちにあるの？ 「自分の意見を表す権利」が使える子どもを育てる

授業中に発言する子どもとしない子どもの二極化が問題になっています。発言しない理由を聞くと、多くの子どもが「自信がない」「恥ずかしい」と答えます。「誰かが言ってくれる」「めんどくさい」などの声もあります。課題解決の糸口として「子どもの権利条約」第12条の「意見を表す権利」を取り上げ、「意見を言う」ことについて考えてみました。「意見を表す力」を高め、自分の考えを表すことに自信をもてば、「発言することの楽しさ」を味わうことができます。自分の考えが相手に伝わることは楽しいことです。

「意見を表明する権利」は言葉をかえれば「意見を聞いてもらう権利」ということです。「自分の意見を言う」ことと同時に「人の意見に耳を傾ける」ことの大事さにも気づいてほしいと思います。

子どもたちに「子どもには、自分に関係のあることについて自由に意見を言う権利があると思いますか」という質問をしました。手を挙げて答えてもらった結果が次の表です。

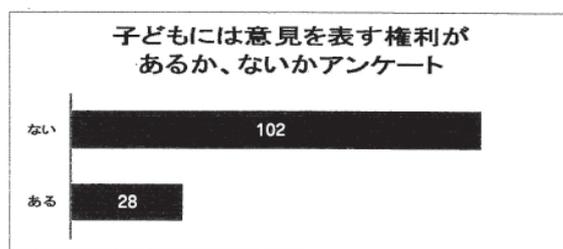
挙手している子どもたちのつぶやきには「たぶんあると思う」「この権利があるならいろいろなことが言えるから、あってほしいという希望を込めて、あると思う」「意見を言ったって通らないんだから、こんな権利ないじゃないの」「まだ子どもだからないと思う」などの声が聞かれました。

子どもたちにユニセフが編集した『子どもの権利条約カードブック』の内容を紹介して、意見を表す権利があることを伝えました。子どもたちからは「新しいゲーム買って、とってみよう」「先生にシャープペン持ってきてもいいかって言おう」「いいね、いいね、そうしよう」など、予想していた意見が出てきました。

子どもたちは「自由に」というところに食いついてきました。短絡的ですが、自分たちには「意見を表す権利」があることを知った子どもたちの「権利を使ってみたい」という思いが伝わってきました。

「意見を表す権利」を「自分の頭で考えたことを表現すること」「相手に自分のことが伝わった喜びを感じる」と考えると、子どもたちが「意見を表す権利」を行使するには「筋道だった話をする（自分の考えと理由のつながりを上手に伝える）」ことが必要です。普段の授業の中に、自分の考えや理由を明らかにしながら説明するスキルトレーニングを意識的に取り入れていくことにしました。

子どもには意見を言う権利があると思いますか？



調査対象児童…130人
4年生…30人、5年生…70人、6年生…30人

- ・発表者の発言に対して「どうして～なんですか」と問いかける
- ・発表者が答えられない場合は、発表を助ける「お助けマン」が発言し、それでよいか発表者に確かめる
- ・発表者が改めて「どうして～なんですか」の問いに対して発表し、皆が納得したら次にすすむ
- ・子どもたちから「なぜ」「どうして」の質問がないときは、教員がかわって質問することもある



子どもの権利条約とのつながり

- ・第12条：意見を表す権利…子どもは自分に関係のあることについて自由に意見を表す権利をもっていること、その意見は子どもの発達に応じて十分考慮されなければならないことが記されています。

子どもの意見表明権について

- 意見表明権については「自分に都合のよい勝手な意見を言う」ことを危惧する人もいます。提案にあったようなスキルトレーニングをすることによって、子どもたちが表明する意見の内容がどのように変わっていくのかを知りたいと思いました。子どもたちの意見について大人が「よりよい意見だ」などと評価すること自体「子どもの権利条約」の趣旨に沿っていないかもしれませんが。
- 「よい意見」かどうかという判断は、筋道立っているかどうかによって判断されるものだと思います。意見の中身の問題は「よい意見」かどうかの判断の対象とするのはどうでしょうか。もし、意見とその理由の間が筋道立って説明されるような意見表明であったら、意見(主張)の中身について必ず議論が起これると思います。意見の中身の評価はそこで行われると思います。スキルトレーニングの段階では大人が「その意見はよい意見だ」「よくない」と評価を差し挟むことはできるだけ我慢した方がいいように思います。

意見を表す権利が「ない」と答えた子どもが130人中102人いたことについて

- ◎質問の仕方が悪かったかもしれません。「子どもは、自分に関係あることについて自由に意見を表す権利がありますか」と聞きました。子どもたちは「権利はない・ないのではないか」と考えたようです。
- 子どもたちは、権利などと考えたこともなかったということでしょう。
- 義務とかルールなどが話題になることに対して、権利ということが話題になることが少ないということも子どもたちの反応に関係しているように思います。
- ◎普段の生活の場面では、「約束」や「きまり」はたくさんありますが、権利が明示されることは、ほとんどないと言えます。「権利」にはプラスのイメージがあります。子どもたちは権利があるということが「うれしい」と話していました。「自分たちにはこのような権利があるんだ」ということがわかってうれしかったようです。それが、「言おう」「言ってやろう」というつぶやきになったように思います。教師としては「自由に」ということが「好き放題」ということになることを心配します。好き放題のことを言うのはいけない、ということをお大人がコントロールすることは大切なことだと思います。
- 子どもに意見表明権を認めることは、子どもの言うことをすべて受け入れるということではなく、子どもの発達段階や意見の内容によって受け入れるかどうか判断されます。
- 意見を言うことをとがめられない、禁止されない、意見を言ったことを罰せられないということが認められているということをお子どもたちには伝えたいと思います。



共同研究者からひと言：子どもたちが見ているもの

最近、児童精神科に相談に来た子どもたちと話をして感じるのですが、小学校高学年になるとよく物事を見ている、よく考えている、論理的思考ができている、ということがあります。たとえば修学旅行で「一緒にお風呂に入ることがいやだ。体に痣があるから」ということを言う子どもがいます。「みんなで仲良く風呂に入ることを経験することも大事なこと」という説得に対して、「それは病気とか障がいがない人の言い分です。私はそう思いません」とはっきりと言う子どもがいます。

私たちが何気なくやっていることに対して子どもは疑問を感じたり、不思議に思ったりしていることがあるということを学びました。子どもに意見を表す権利を認めることは、こちらの説明責任が求められることだと思いました。

たいこのたつじん：対個の達人

ソーシャル・スキル・トレーニング (SST) を取り入れた授業

ネットトラブルのことが話題になりました。スマートフォンなどのツールそのものが問題ではなく、使い方に問題があります。ネットトラブルを「友だちとのつながり方、人とのつながりの問題」として捉えると、対処の手立ての一つとしてソーシャル・スキル・トレーニング (SST) があります。

SSTというのは、人が生きていくうえで必要な人と人のかかわり合い方についての学習です。友人関係の作り方が苦手な子どもやコミュニケーション能力が低い子どもの、人とかかわるスキルやコミュニケーションのスキルを上げるトレーニングとしてSSTを試みています。

実践例として報告するのは、学級指導の時間に行った「たいこのたつじん(対個の達人)」の学習です。「たいこのたつじん」では、話すスキル、聴くスキル、あたたかい言葉をかけるスキル、感情をコントロールするスキル、自尊感情を高めるスキルの5つのスキルについて学習します。授業を進めるにあたり『10代を育てるソーシャルスキル』(小林朋子：静岡大学、渡辺弥生：法政大学)を参考にしました。

子どもの権利条約とのつながり

・お互いのよい関係を築いていくには、「他者の権利を奪わない・侵害しない」ことが大切です。この場合の「他者の権利」とは、子どもの権利条約の第6条：生きる権利・育つ権利、第12条：意見を表す権利、第13条：表現の自由、第16条：プライバシー・名誉は守られる、第23条：障がいのある子どもなどに示されたものを広く含んでいると考えます。他者の権利を奪わない・侵害しないことは、相手のことを思いやり、相手の立場に立って考えながら人とつながることだと考えます。

「たいこのたつじん：対個の達人」学習指導案(6年生)

目標：コミュニケーションのスキルを活用するとき、自分の感情がおだやかであることが大切であることに気づき、自分の感情をコントロールする方法を学習し、有効に活用することができる。

指導過程

予想される子どもの学習活動と教員の支援及び評価など

○教員の支援(個への支援)

※評価

- 話すスキルと聴くスキルを学習してどんなことがわかりましたか
 - ・相手の話をよく理解することができた
 - ・会話が上手になる

- コミュニケーションスキルは、自分と相手を大切にすることを確認する

自分の感情をコントロールする方法を学習しよう

- 二つの言い方をします。どんな気持ちになりますか。(怒りながら話す・冷静に話す)
 - ・同じ言葉でも印象がちがう
 - ・冷静に話しをした方が、聴いている人も理由を言ってくれるので、お互いに理解し合える

- 自分の感情によって同じ言葉でもちがった印象になることに気づかせる

- 怒りの感情で話しをすると、理解し合えないことに気づかせる

- (感情をコントロールするスキルを提示し)場面を設定して練習してみよう

<スキル>

- 1 自己会話（セルフトーク）
コントロール「落ち着いて」「大丈夫」「気にしない」
- 2 深呼吸をしよう
- 3 心地よいイメージをしてみよう
- 4 その場から離れる
無言で離れない、ひと言話す
「ごめんね、あとで話そう」
- 5 間をとる

<場面>

- 友だちと遊ぶ約束をしていたが、ちょうど家を出るとき友だちから「ほかの友だちと約束をしていたことを忘れていた。今日は遊ぶことができない」という電話がかかってきた
- ・一人が電話をかけてきた友だちを、もう一人が自分を役割演技する
 - ・感想を話し合う
 - ・自分たちで考えた場面についても、やってみる

○感情をコントロールすることで、どんなよいことがありますか

- ・友だちとしっかり話すことができる
- ・けんかにならないので、友人関係が悪くならない
- ・自分が逆の立場だとしたら、おだやかに話してもらいたい

※自分の感情を上手にコントロールして対応することができる（望ましい人間関係の形成）

友人関係を大切にするためには、自分の感情を上手にコントロールすることが必要だ

○ふり返りカードに学習したことを記入しよう

子どもたちにはカードを持たせました。「見習い」から「達人」まで、自分のスキルアップの様子を記入します。授業ではロールプレイを取り入れ、実際自分たちの生活場面で起こりうるような題材を取り入れそれに対処しました。子どもたちは、提示された場面での自分の気持ちや行動についてカードに書きます。授業の終わりに、授業への参加についての自己評価を行い、「授業の中で考えたことや思ったこと」「感情をコントロールするスキルがなぜ大切なのか」についてカードにまとめて終わります。



ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）の学習について

- ◎自分が感じたことをそのまま相手にぶつけても、相手にはなかなか伝わりません。かえって反発されることがあります。気持ちの行きちがいが起きてからではそれを元に戻すことは大変です。行きちがいが起きないように、言葉を選んだり、言い方を考えたりすると自分が思っていることや感じたことを相手に伝えることができることを子どもたちにはわかってほしいと思います。人とつながることのよさを実感するには、コミュニケーションの成立が前提になります。SSTにより、怒りなどの感情を抱いたときストレートに行動に移すのではなく、「待てよ」とちょっと冷静になる時間をもつことを身に付けてほしいと思います。
- SSTの目的として「自尊感情を高める」ことがあると聞きましたが、人から認められるだけでなく自分で自分を認めることも入るのでしょうか。
- ◎「たいこのたつじん：対個の達人」は「感情のコントロール」のスキルトレーニングですが、相手のよいところをエンカウンターのように話したり、自分にはこのようなよいところがあるということをお互いに言い合ったりすることもあります。「ほめ言葉のシャワー」の実践では、自分のことについて周りの人が「あなたには、こんなよいところがある」という言葉かけをしています。
- カリキュラムの中に組み込んで、SSTを実施している学校もあると聞いています。

あんしん・あんぜんにインターネットを使う 市販の教育ソフトを使ってネットの正しい使い方を指導する（6年生）

現在、ネットによるトラブルは起きていませんが、いつ問題が起こってもおかしくない状況にあります。保護者にも「問題」を知ってほしいと考え、学校の「1日公開日」のときに「インターネットの正しい使い方」の指導を行いました。教材として、市販されている『あんしんあんぜん情報モラル』（スズキ教育ソフト）を使用しました。

子どもの権利条約とのつながり

- ・人とつながるツールとしてインターネットが広く使われています。インターネットを利用する場合「あんしん・あんぜん」が問題になるのは、従来の人と人が顔を合わせて言葉を交わしてつながることに比べ、匿名性と情報の広がりや速さなどに大きな違いがあるからです。子どもたちにインターネットの特性と安全な使い方を伝えることが、（子どもの権利条約に示される）第13条：表現の自由、第15条：結社・集会の自由、第16条：プライバシー・名誉は守られる、などの権利の保障につながると考えます。

授業の概要

小学生でもインターネットを自由に使える機器が身の回りにあります。

- 小学生でもインターネットを自由に使える機器があること、SNS（ソーシャルネットワーキング）について伝えました

* インターネットができる機器

パソコン デジタルテレビ HDDレコーダー TVゲーム
携帯電話・スマートフォン 携帯ゲーム 電子ブック 携帯オーディオプレーヤー

* SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）とは

- ・人と人とのつながりをサポートする、コミュニティ型の会員制のサービスです。
- ・友人・知人・趣味・住んでいる地域・出身校など共通の話題をもった人たちがコミュニケーションをするために使っています。

* SNSが流行している理由

便利 かんたん かわいい 交流ができる 無料のゲームができる
おもしろい情報が見られる

* SNSによるトラブル

長時間の利用 高額な利用料が請求される ネット上の言葉づかいが荒れる
いじめに発展したりいじめが行われたりする 「なりすまし」の情報が流れる
アイテムの売買が行われる

※ LINE のことがよく話題になりますが SNS のアプリやサイトはほかにも多くあり、どれも魅力的なデザインや便利さで会員を多く集めようとしています。「LINE をやっていないから安心」とは言えません。子どもたちに伝えなくてはならないのは「コミュニケーションサイトのような短い文字だけのやりとりは、気持ちが伝わりにくい」ことと「コメントを書いている人以外にもそのサイトを見ている人がたくさんいる」ということです。

ネットを使うときに「トラブルにならない」ためにはどうしたらよいでしょうか。

- 『あんしんあんぜん情報モラル』から「チャットでの思わぬトラブル」のコンテンツでネット上のケンカをムービーで見せ、「トラブルにならないためにはどうしたらよいか」話し合いました。

<使用したコンテンツ>

主人公の青山ケンタ（アオケン）は友だちにすすめられて、チャットをはじめました。野球少年が集まるチャットルームに入室し、ホームランを打つ方法を質問します。

はじめはすぐに返事が返ってきて楽しんでいますが、ボスの「レッドさんおかしいね！」の言葉でチャットルームが荒れはじめます。言葉の行きちがいエスカレートし、さらに新たな不規則発言も乱入します。アオケンはこわくなってチャットルームを退室してしまいました。

- 子どもたちから多く出た意見

「かんちがいされないような言葉を使う」 「相手が気分を悪くするような言葉を使わない」
「よく考えてからコメントする」

※メールとちがい、SNSでは複数のメンバーが同時に参加しているため、返事をすぐに返すことが求められます。自分が返事を考えている間に他の誰かがコメントしたり、話題が別のことに移ってしまうと、いわゆる「空気の読めない人」になってしまうからです。それが同じクラスの、同じ部活などのメンバーならなおさらです。SNSの利用者の多くは、頭ではわかっている、素早い返信を繰り返すうちに使いやすい言葉を使い、相手の気持ちを意識しなくなります。特に子どもはその危険性が高くなります。

チャットは相手の顔が見えないコミュニケーションです。どんなことに気をつけて使えばよいでしょうか。

*子どものワークシート

どの人もいやな気持ちにならないように、そのチャット内の人の悪口はただのだけとチャットに入っていない人の事をどうこう話すのはやめた方がよい。

あまり長時間つかわないようにして、人の悪口などを書きたくないときは、書きこむ時は、言葉にきをつけて、相手をきすつけないようにする。また、相手が自分の思っている意味とさがる意味で受けとれないように、言葉にきをつける。

私（先生）もSNSで「友だちの悪口を書かれる」といういやな経験をしたことがあります。SNSを使うときには「適切な言葉を使うこと」「時間や約束ごとを守って使うこと」によく気をつけましょう。



授業を終えて

すでに自分の携帯電話やスマートフォンを持っている子どもが学級の中に4・5人います。ネットにつながるゲーム機や音楽プレーヤーなどを含めると、ほぼ全員がネットを日常的に利用していることもわかりました。中学生になれば、ほとんどの子どもが友だちとメールをしたり、SNSで連絡し合うこととなります。保護者にも知ってほしいと思い1日公開日に授業をしましたが、授業の参観者は5・6人しかありませんでした。保護者にはそれほどの危機感がないのかもしれませんが。

資料：「子どもの権利条約」の概要 『子どもの権利条約カードブック』日本ユニセフ協会編より

第1条：子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条：差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

第3条：子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条：国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第5条：親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を尊重しなければなりません。

第6条：生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第7条：名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

第8条：名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。

第9条：親と引き離されない権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。

第10条：他の国にいる親と会える権利

国は、はなればなれになっている家族が、お互いが会いたい、もう一度いっしょに暮らしたい、と思うときは、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなくてはなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。

第11条：よその国に連れさられない権利

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。

第12条：意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについての自由に

自分の意見を表す権利をもっています。どの意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければなりません。

第13条：表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第14条：思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利を尊重されます。親（保護者）は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。

第15条：結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第16条：プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

第17条：適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本、新聞、テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条：子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条：虐待・放任からの保護

親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが、暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条：家族を奪われた子どもの保護

子どもは、家族といっしょにくらせなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条：養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第22条：難民の子ども

ちがう宗教を信じているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども（難民の子ども）は、その国で守られ、援助を受けることができます。

第23条：障がいのある子ども

心やからだに障がいがあっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障がいのある子どもも充実してらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第24条：健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

第25条：病気などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いが子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

第26条：社会保障を受ける権利

子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。

第27条：生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第28条：教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条：教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんだんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第30条：少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人々の子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

第31条：休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第32条：経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育が受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。

第33条：麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買っ

たり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条：性的搾取からの保護

国は、子どもがポルノや売春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守られなければなりません。

第35条：ゆうかい・売春からの保護

国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条：あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条：ごうもん・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。

第38条：戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場につれていってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条：犠牲になった子どもを守る

子どもがほうっておかれたり、むごいしうちをうけたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

第40条：子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱わなければなりません。



子どもの権利条約推進委員会

共同研究者：畠垣 智恵（静岡大学講師）2013～2014

所 員：堤 正人（賀茂支部）2013～2014 岩城 雄大（田方支部）2013～2014
館 一徹（東豆支部）2013～2014 大村 慎一（三島支部）2013～2014
渥美 浩康（沼津支部）2013～2014 増田 剛（駿東支部）2013～2014
植松 龍也（富士支部）2013～2014 前橋 有（清庵支部）2012～2014
武井 正明（静岡支部）2013～2014 小池久里子（志太支部）2013
松本 匡史（志太支部）2014 佐藤 大輔（榛原支部）2013～2014
大石 英明（小笠支部）2013・（磐周支部）2014
鴻野 勇希（小笠支部）2014 上田 欣吾（磐周支部）2013
勝永 昌宏（浜松支部）2013 小野 佳貴（浜松支部）2014
清水 亮二（湖西支部）2013 佐藤 健一（湖西支部）2014

事務局：細川 幹太 2013～2014 鈴木 千晴 2013 平柳有紀子 2014
野中 律宏 2013～2014

～子どもの権利条約の根ざした学校づくりをめざして～ 人と人のつながりを考える

編集・発行 静岡県教職員組合立教育研究所
子どもの権利条約推進委員会
〒420-0856
静岡市葵区駿府町1番12号 静岡県教育会館
発行者 教育研究所運営委員長 鈴木 伸昭
発行日 2015年 1月

MEMO

MEMO



8つの事業団体に協力し、静岡県教育事業団体として、次のような活動をしています。

教育講演会

問い合わせ先 静岡県教育会館事務局 TEL 054-252-1011

専門家、著名人を招いて、県下 24 地域で実施予定 (平成 26 年度)

教職員芸術祭

問い合わせ先 静岡県教職員組合芸術祭係 TEL 054-255-0156

教職員作成の作品を展示

〈第 45 回静岡県教職員芸術祭〉
 展示期間 2015 年 2 月 12 日(木) ~ 2 月 17 日(火)
 展示会場 静岡市清水文化会館 マリナート

小中学生国際交流体験団

問い合わせ先 国際交流体験団事務局 TEL 054-254-2486

オーストラリアとカナダでの国際交流体験の企画と実施

〈第 40 回〉2014 年 8 月 オーストラリア【8 日間】 実施予定
 〈第 41 回〉2015 年 3 月 カナダ【8 日間】 実施予定



平成25年8月 第38回国際交流体験団 (オーストラリア・シドニーにて)

一般財団法人 静岡県教職員互助組合

生活に安心・はり・うるおいを!

経済支援 給付・貸付事業

健康支援 健康診断

生きがい支援 公益・相談事業

〈目的〉生涯生活設計力向上

静岡市葵区駿府町 1-12 静岡県教育会館 2F TEL 054-254-3626
 互助組合ホームページへは、[「こじまる」](#)で [検索](#)

静岡県教職員生活協同組合

STC チラシ・カタログによる自主供給 & 組織供給を主体とし、巡回供給、ガソリン供給、マンション、指定店など教職員のみなさまの生活をサポートしています。



静岡市駿河区登呂 6-14-27 TEL 054-282-2140
 HP <http://www.kyousyokuin-seikyo.com/>

静岡県学校生活協同組合連合会

STC 学生協は子どもの未来を考えます。

静岡県内の先生がた及び各地区学生協と連携して学用品を企画開発し、供給しています。



静岡市駿河区登呂 6-14-27 TEL 054-282-2166
 HP <http://www.kyousyokuin-seikyo.com/>

一般社団法人 静岡県出版文化会

教育活動を支援する教育文化事業や子どもたちの学習活動を支える図書教材研究事業を行っています。県内各地から、毎年多くの先生がたが両事業に参加しています。

夏休み子ども学習電話相談室



静岡市葵区駿府町 1-12 静岡県教育会館 3F TEL 054-256-4451
 HP <http://www.syutubun.com/>

静岡県教育事業団体連絡会

教育と生活をサポート

私たち教育事業団体はみなさまのサポーターです

公益財団法人 日本教育公務員弘済会静岡支部

教育振興事業 (奨学・教育研究助成・教育文化)、福祉、共済 (提携保険) 事業で子どもたち、先生がた、保護者のみなさまの教育・研究活動を支援するとともに先生がたの生涯の安心をお届けしています。

静岡教弘 教育研究実践論文集

2014.8.31

静岡市葵区駿府町 1-12 静岡県教育会館 4F TEL 054-205-5130

株式会社 静岡教育出版社

環境・体にやさしい教材づくり

『ファミリス』購読者拡大キャンペーン実施中!!

年間購読申込みの方に5・6月合併号を謹呈!!
 ※年度途中からの購読も承ります。



静岡市駿河区曲金 5-5-38 TEL 054-281-8870
 HP <http://www.shizedpu.co.jp/>

国際観光株式会社

KOKUSAI 学ぶ心を広げる価値ある修学旅行の推進

弊社では修学旅行の安全対策と学習指導要領の理解に重点をおいた社員教育を行い、魅力ある教育旅行を提供しています。



本社: 静岡市葵区佐馬町 6-18 109ビル 5F TEL 054-254-2486
 HP <http://www.kokusai-kanko.co.jp/>

静岡県住宅建設工業株式会社

住む人の心を癒し、住む人に適し、そして環境への優しさが満たされる健康な家を提案し、教職員の方々の希望に応えられるように最大限努力しています。



静岡市駿河区登呂 6-14-14 TEL 054-281-2277
 HP <http://www.jukenko.com/>

<http://www.stu.jp/>

最後までお読みいただきありがとうございました。この所報をお読みになったご意見・ご感想をお聞かせください。皆さんからいただいたご意見・ご感想は、今後の研究活動や成果発信に生かします。

STU Institute of Educational Research
静岡県教職員組合立教育研究所

FAX: 054-255-5110

Mail: sier@stu.or.jp (ご意見専用研究所メールアドレス)